

東京都電力対策緊急プログラム

～過度の電力依存社会からの脱却を目指して～

平成 23 年 5 月

東京都

目 次

I. 電力危機に関する国への提案とこれまでの経緯	1
II. 電力危機突破のための東京都の緊急対策	7
1 今夏の節電の徹底と、過度に電力に依存した生活様式の見直し	8
1) 大口需要家の節電を促す	9
2) 小口需要家の節電を促す	10
3) 家庭での節電を促す	12
4) 東京都関連施設での節電を徹底する	14
5) 省エネ設備の普及を加速させる	15
6) 不測の事態に備え、電力不足から都民を守る	16
7) 生活様式の見直しを進める	16
2 『東京産都市型電力』によるエネルギー源の多様化・分散化	19
1) 都民生活を支える施設の電源確保を進める	19
2) 家庭や中小企業の分散型電源の確保を支援する	21
III. 今後の方向性 ～低炭素・高度防災都市を目指して～	23
参考資料	25

I. 電力危機に関する国への提案とこれまでの経緯

今般の東日本大震災では、我が国史上最大規模の地震・津波を発端として、関東地方から東北地方の太平洋側に立地する発電施設に甚大な被害が生じた。

そのため、震災直後は、東京電力株式会社管内の電力供給力が震災前と比較して約6割にまで落ち込み、不測の大規模停電の発生を回避するため、政府と東京電力は3月14日から計画停電の実施に踏み切った。

この計画停電は、鉄道や病院など社会的に不可欠な機能の維持に影響を及ぼし、経済活動に過大な負荷を与え、また地域的な不公平が生じるなど、多くの重大な課題を伴うことが明らかになった。

1) 東京都：計画停電の回避に向けた国への緊急要望

(平成23年3月18日)

東京都は、3月18日、経済産業大臣あてに、「計画停電から電気事業法の政令に基づく利用規制への移行並びに新たな政令の制定を求める緊急要望」を行った。この緊急要望の概要は、次のとおりである。

- 未曾有の震災により生じた大規模な電力供給不足に対し、直ちに計画停電を導入したことは、緊急避難的措置としてはやむを得ないものであった。
- しかし、計画停電は、鉄道、病院など社会的に不可欠な機能の維持に影響を及ぼすこと、経済活動に実際の停電時間以上の過大な負荷を与えること、地域的な不公平が生じていることなど、重大な問題点も明らかになった。
- 電力不足に対処する施策としては、昭和48年のオイルショック時に行われた電気事業法の政令に基づく告示により発動できる、大規模施設等への計画的な使用制限、ネオンサイン等の使用禁止という、より合理的な利用規制の方法がある。
- 東京都は、今回の未曾有の事態に対処するため、電気事業法の政令を活用した利用規制への可及的速やかな移行とともに、併せて、現在の逼迫した電力の需給状況に適応した新たな政令の制定を求める。

2) 国：電力需給対策の骨格（案） (平成23年4月8日)

その後、国は4月8日に開催した電力需給緊急対策本部において、次のような夏期の電力需給対策の骨格（案）を公表した。この骨格（案）では、夏期の最大ピークを約6,000万kWと想定し、4,500万kW前後の供給力を見込んだ場合、1,500万kW程度の供給力不足の恐れがあるとした。

- ・ 計画停電は、「実施が原則」の状態から、「不実施が原則」の状態へ移行する。
- ・ 大口需要家（契約電力500kW以上）に対して、電気事業法に基づき、夏季のピーク電力の25%程度の抑制を義務付ける。

- ・ 小口需要家（契約電力 500kW 未満）については、ピーク電力の 20%程度の抑制を目標とし、具体的目標・具体的取組について自主的な計画を策定するよう求める。
- ・ 家庭・個人については、ピーク電力の 15～20%の抑制を目標に、国民運動を積極的に展開する。地方自治体、業界団体や学校とも幅広く連携する。

3) 1都3県：実効性ある対策を求める国への緊急提案 (平成 23 年 4 月 22 日)

電力不足の解消に向けた取組の第一義的な責任は、国と東京電力にある。

東京都は、不測の大規模停電という事態を何としても回避するため、本年 4 月 22 日、埼玉県、千葉県、神奈川県とともに、国に対して次のような電力需要抑制対策の実施を緊急提案した。

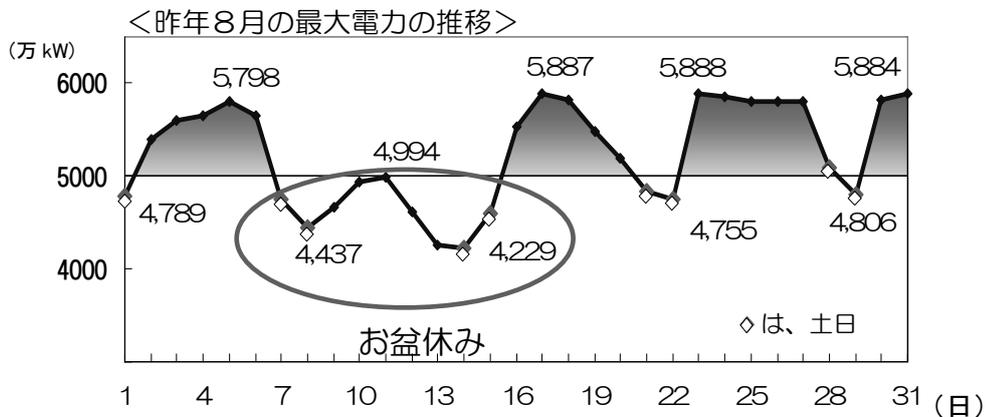
■ サマertimeなどによる企業等の節電の推進

サマertimeなどによる勤務時間・勤務形態の弾力的運用や作業時間のシフト、平日の定休日の追加・新設等による大企業や中小企業等の節電の取組を支援すること。

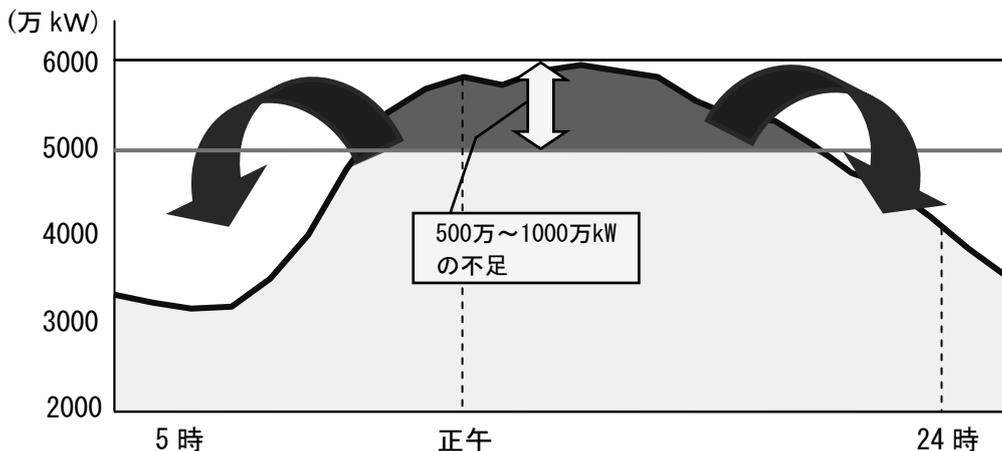
(参考)

※ 4 月 22 日付、1 都 3 県緊急提案の添付資料

- ◆ 供給力を超える平日の電力需要の分散化が必要
⇒ 土日とお盆休み期間中は電力需要が落ち込むため、休日の分散化やお盆休みの拡大が有効



- ◆ 1 日の中で、供給力を超える時間帯の抑制が必要
⇒ 昼から夜間への一定のシフトが有効



■ 実効性の高い電力使用抑制と分散型電源化推進の取組

LED照明化への徹底した取組、太陽光発電や風力発電の普及、自家発電設備の積極的な活用など、電力使用の抑制と分散型電源化の推進に向けた実効性の高い取組と、それらを広く周知する効果的な広報を直ちに実施すること。

また、行政・民間が所有する自家発電設備については、電力需要のピーク時間帯において、可能な限り積極的な活用を広く促すとともに、活用促進を担保するための支援策を講じること。

(参考)

東京電力に六本木ヒルズ発電設備の電力を提供

東日本大震災の影響による電力供給力不足への懸念を受けて、森ビル株式会社では平成23年3月18日以降、東京電力株式会社に対し、六本木ヒルズの特定電気事業による電力を融通した。(最大4,000kW：一般家庭約1,100世帯分に相当)

六本木ヒルズでは、独自のエネルギープラント(特定電気事業施設)により域内への電力供給が行われている。同プラントは、都市ガスを燃料とするため、電気による電力制限の影響を受けることなく安定的な電力供給が可能であった。

(出典：森ビル株式会社 平成23年3月17日プレスリリース)

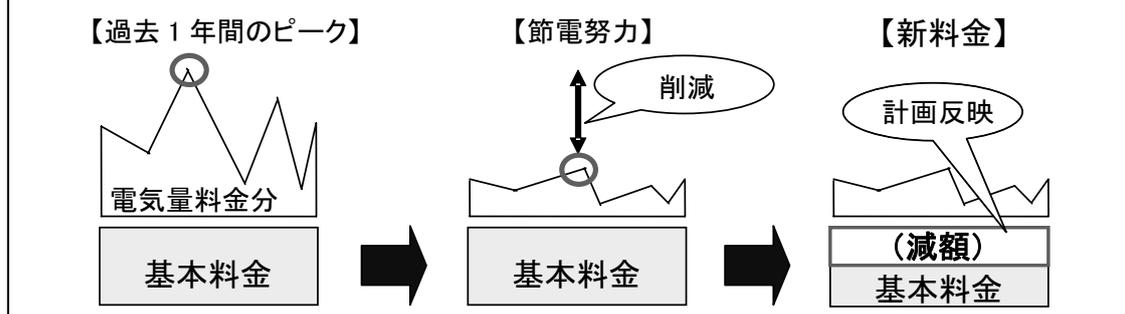
■ 節電に寄与する料金制度への見直し

小口需要家(500kW未満)の節電努力に対する経済的インセンティブがより一層高まるよう、過去一年間の中で最も大きい需要電力が基本料金に使用され、高い価格で固定される電気の基本料金制度の見直しを行うこと。

(参考)

※4月22日付、1都3県緊急提案の添付資料

◆ 今夏については、固定的な料金体系ではなく、節電計画や節電実績に応じて基本料金を低くできるよう、変動性のある料金体系に変更することが、有効



■ 節電ポイント制度等の導入

家庭や中小企業の積極的な節電協力のインセンティブとして、省エネ家電等の購入に係る「エコポイント制度」の再導入や、基準を上回る節電を達成した場合には、商品券交付や電力料金割引、家電エコポイントへの統合などのメリットのある「節電ポイント制度」の導入の検討を行うこと。

また、高い節電率を達成した企業等を公表し表彰するなど、節電意欲を高める制度の導入を行うこと。

(参考)

※4月22日付、1都3県緊急提案の添付資料

節電ポイント制など節電インセンティブ

対象	対策	インセンティブ
大企業	○ 国による電力使用の規制 (業界団体を通じた節電の指導)	節電率の高い企業の公表・表彰
中小企業	○ 大手取引企業と連動した電力使用の削減 ○ 国・県による商工団体を通じた自主的取組の要請	
家庭	○ 国・県・市町村による節電協力依頼	節電ポイント制の導入 ⇒25%以上の節電を達成した場合、商品券やエコポイントを付与

■ 節電行動を引き出す仕組みづくり

停電を回避するため、電気予報やエリアメールによる節電警報の実施やマスメディアを活用した電力使用量の徹底した情報公開など、住民・企業の具体的な節電行動を引き出す仕組みづくりを行うこと。

■ 合理的な節電のための用途制限

電気事業法に基づく用途制限や、過去に行われた行政指導による営業時間規制を現状に合わせ、広く自動販売機などを含めた適用を可能とする法令改正を行うこと。

■ 電力多消費型事業への対応

電力多消費型のパチンコ店などの遊技施設等について、電力需要のピークを踏まえて、営業時間の弾力化を可能とするよう強く要請すること。

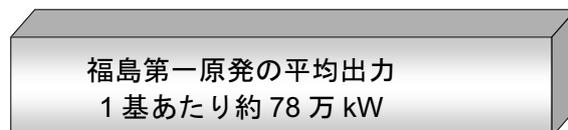
また、必要に応じて関係法令の改正を行うこと。

(参考)

※4月22日付、1都3県緊急提案の添付資料

電力を多量に消費する自販機・パチンコ店（東京電力管内）

◆ パチンコ店・飲料自動販売機の最大電力消費量の合計は、原発の1.5基分



直近では、自販機の冷却機能停止時間を3時間から6時間へ延長することや、パチンコ店の輪番営業の検討など、節電の動きも出ている。

■ 合理的な節電のための使用制限

電気事業法に基づく大口需要家に対する最大電力の限度を定めて行う使用制限に当たっては、一律の制限とするのではなく、病院、重症心身障害児（者）施設などの人の命に関わる施設や、空港、鉄道、上下水道施設、卸売市場、ふ頭施設などのライフライン施設については、それらの施設の運営に支障を来たさないよう、十分配慮すること。

(参考)

第1次オイルショック時の国の対応

国は、昭和48年の第1次オイルショック時に電気事業法第27条に基づき使用電力量を制限した際、公共性の高い施設等については特別の配慮を行い、適用除外の措置を講じている。

(適用除外の例)

上下水道、病院、廃棄物処理施設、社会福祉施設、学校、鉄道、航空保安、海上保安、治水施設、かんがい・排水施設、消防、警察等

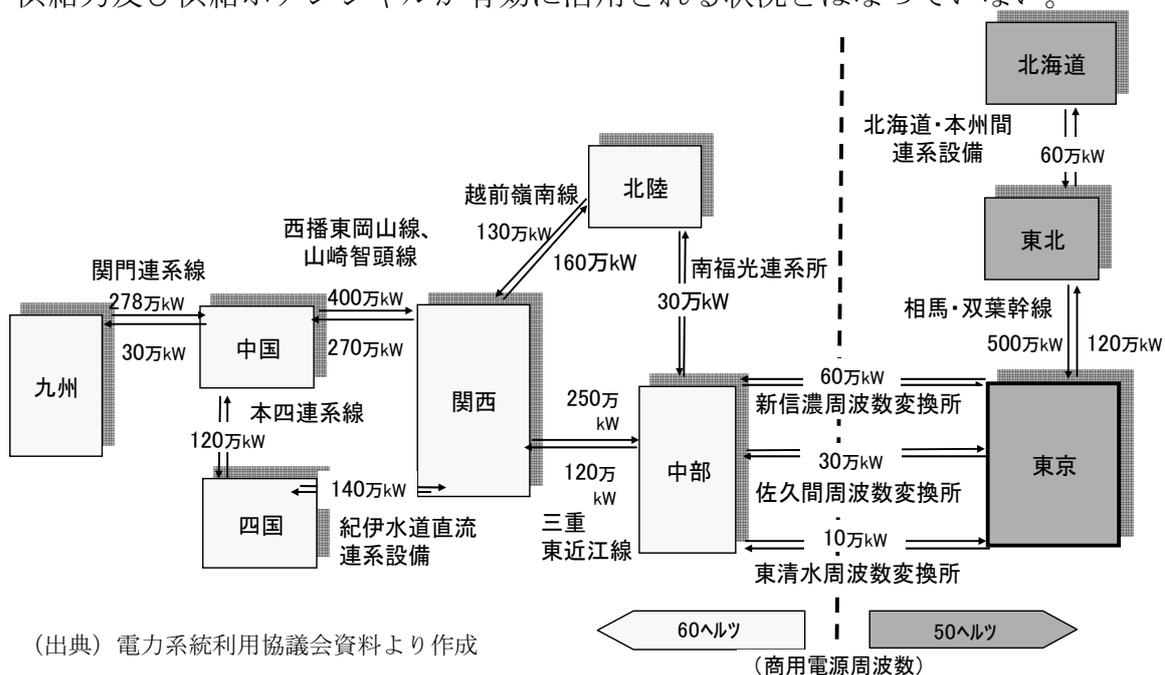
■ 全国レベルでの電力需給バランスの確保

国民の生活や経済活動を安定させるだけでなく、国家的な安全確保の上からも、全国レベルでの電力需給バランスが常に確保されるよう、西日本から東日本への電力供給量の拡大を早期に実現させるなどの対策を講じること。

(参考)

電力会社間の電力融通の制約

電力会社間で連系している送電線網（連系線）を經由し、電力融通を行うことが可能であるが、連系線容量の物理的な制約や運用方法により、全国レベルでの供給力及び供給ポテンシャルが有効に活用される状況とはなっていない。



4) 国：夏期の電力需給対策（平成 23 年 5 月 13 日）

平成 23 年 5 月 13 日、国は、夏期の電力需給対策を決定した。

○今夏の電力需給の見通し（東京電力管内）

・ 想定需要	6,000 万 kW
・ 供給力	5,380 万 kW（7 月末）
不 足	▲620 万 kW

○需要抑制の目標

大口需要家・小口需要家・家庭とも、一律に▲15%

○需要面の対策

- ・ 大口需要家（契約電力 500kW 以上）
需要家の自主的取組を尊重しつつ、電気事業法第 27 条を活用（最大使用電力の 15%削減を義務付け）
- ・ 小口需要家（契約電力 500kW 未満）
各需要家は、具体的な抑制目標と、それぞれの事業の形態に適合した自主的な計画を策定し、公表する。
- ・ 家庭
「家庭の節電対策メニュー」の周知、節電教育等を通じ、取組を促す。
- ・ セーフティネットとしての計画停電
「不実施が原則」だが、万が一実施する場合に備え、運用改善を図る。

○今夏以降の需給対策

- ・ 供給面：火力発電所の増設、地域間連系設備の増強、分散型電源・再生可能エネルギーの導入拡大
- ・ 需要面：省エネルギーの一層の推進、スマートメーターの導入促進、ガスの活用等

4 月 22 日に 1 都 3 県で、国に対して実効性ある具体的な対策を求めたが、国の示した政策パッケージでは、過剰に電力を消費する生活様式を改めていくための具体的対策や電力多消費型事業に対する方策は打ち出されていない。

また、国の示した小口需要家や家庭の節電行動を促す対策は、十分に実効性のあるものとは評価できない。

なお、国は 6 月 1 日に、電気事業法第 27 条による電気の使用制限に関する省令等（ライフライン施設等に係る制限緩和措置を含む。）を公布する予定である。

II. 電力危機突破のための東京都の緊急対策

■ 過度な電力依存社会からの脱却

これまで、私たちの生活や経済活動は安定した電力供給に支えられてきたが、今回の電力不足によって、都民生活や製造業・サービス業等、公共交通機関、ライフラインに大きな影響が生じ、過度の電力消費に依存した社会が持っている脆弱性が明白となった。

また、当面、電力の供給力不足を補うため、老朽化した施設も含めて火力発電所の再稼働等が行われているが、石炭や石油を燃料とした火力発電はCO₂を多く排出するため、気候変動を促進する。徹底的な省エネルギーの推進と併せて、できる限り低炭素なエネルギーへの転換を進めていかななくてはならない。

これらのことから、過度の電力依存社会からの脱却を目指し、東京都は次の基本的考え方に基づいて対策を進めていく。

- 過度の便利さや過剰に電力を消費する生活様式を見直す。
- 『東京産都市型電力』を確保し、エネルギー源の多様化・分散化を図る。
- これらの取組により、低炭素・高度防災都市づくりを進める。

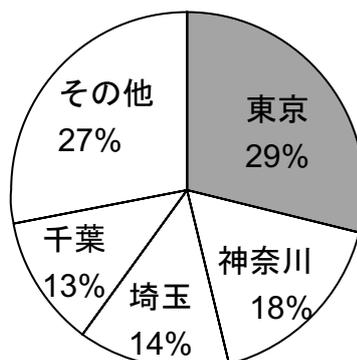
■ これまでの気候変動対策の成果を生かした取組

東京都は、これまで気候変動対策の展開の中で、省エネルギーの促進、再生可能エネルギーの活用を進めてきたが、当面の電力危機の突破に当たっても、その成果を十分に活用していく。

- ・ 総量削減義務と排出量取引制度、地球温暖化対策報告書制度、家庭の省エネ診断員制度などの諸制度の活用
- ・ 蓄積された省エネなどのノウハウの活用
- ・ これまでの取組で形成されてきた都内の企業・経済団体とのネットワークの活用

東京電力管内の電力消費量

東京都の電力消費量は東京電力管内の約3割を占めている。



(出典) 東京電力資料

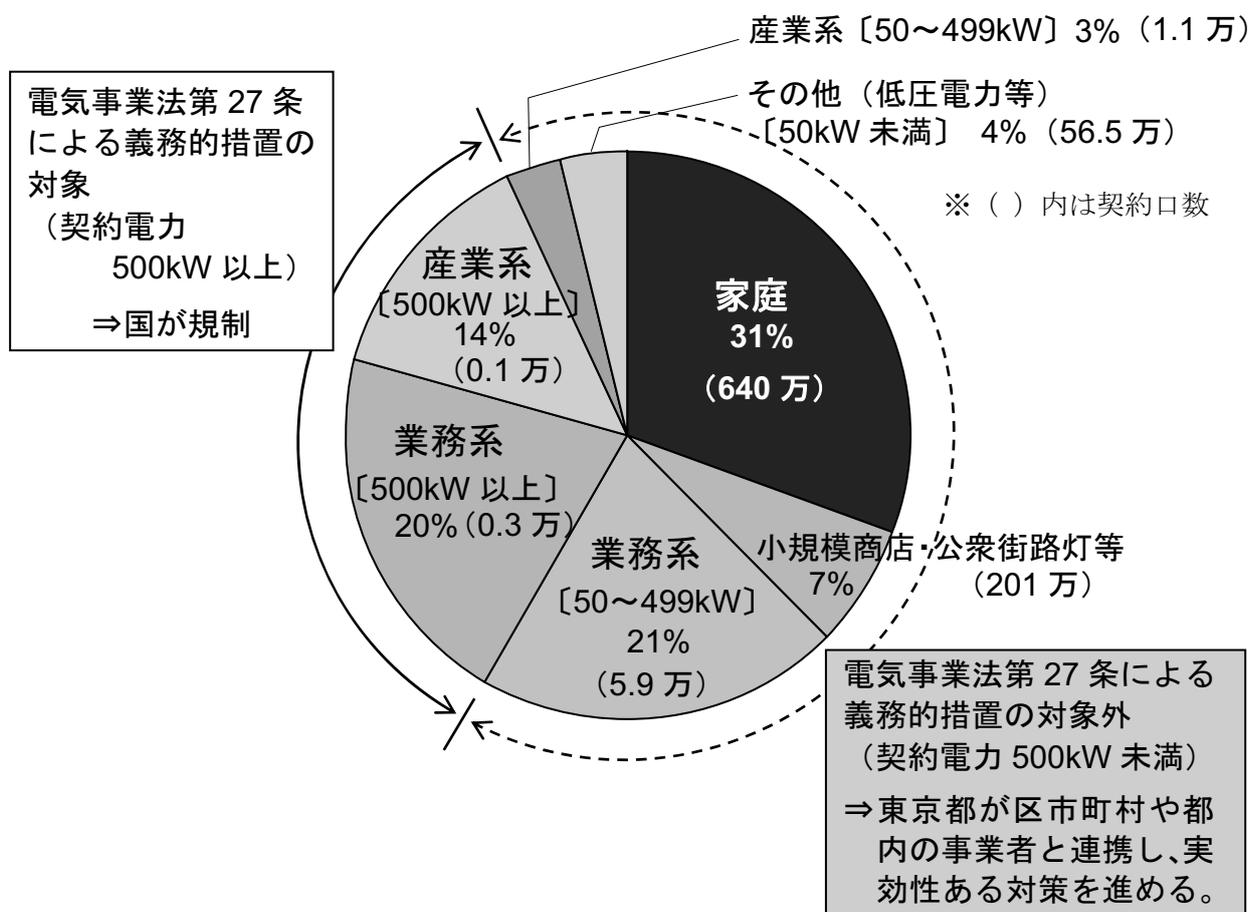
Ⅱ-1 今夏の節電の徹底と、過度に電力に依存した生活様式の見直し

東京電力は電力需要が増大する今夏に向けて電力供給力の確保に取り組んでいるが、供給力の上積みには老朽化した火力発電所の再稼働や仮設の発電設備などが含まれており、不安定性を抱えたままである。電力危機のリスクは解消されておらず、需要抑制の徹底が必要となっている。

国は、各事業者や家庭でピーク電力 15%削減という目標を掲げたが、このうち契約電力 500kW 以上の大口需要家については電気事業法に基づく罰則規定を伴う電力使用制限が課せられるものの、小口需要家や家庭については自主的な取組を促すのみである。

こうしたことから、大口需要家が確実に使用制限を遵守できるよう必要な情報提供の充実に努めるとともに、区市町村や都内の事業者と連携し、電気事業法に基づく電力使用制限の対象とならない小口需要家や家庭の節電を促す、実効性ある対策を推進する必要がある。

このため、都のこれまでの気候変動対策の成果を十分に生かしつつ、今夏に向けた節電の徹底を図るとともに、過度の便利さや過剰に電力を消費する生活様式を見直すための対策を進める。



都内電力消費量の内訳

東京電力資料から東京都推計

1) 大口需要家（契約電力 500kW 以上）の節電を促す

■ テナントビルなどに専門家を派遣、節電アドバイスを実施

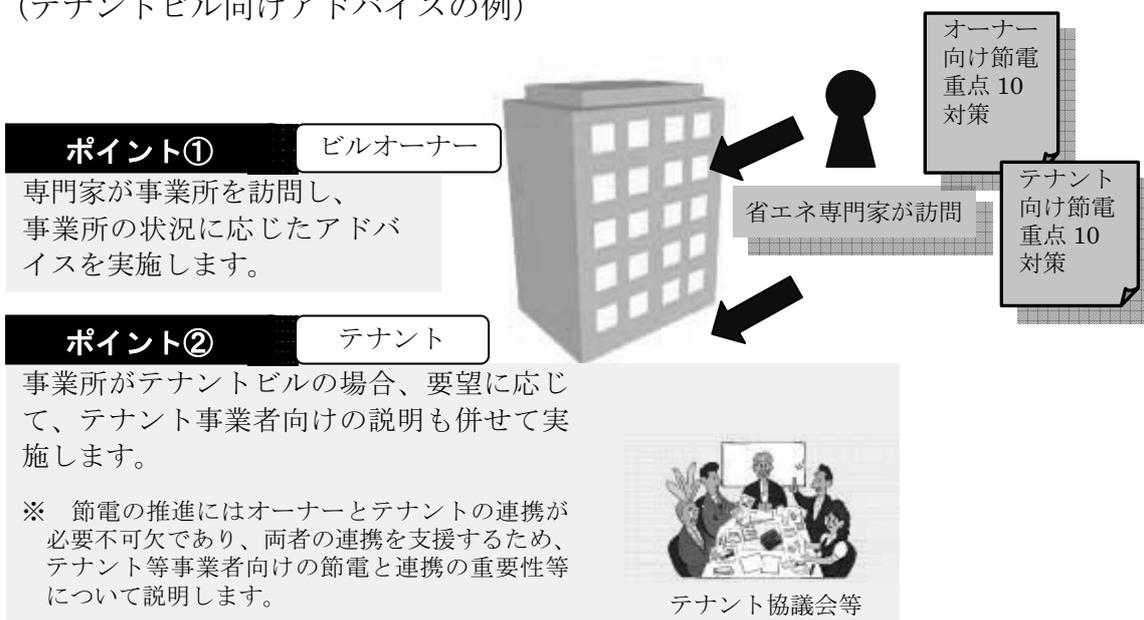
環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度の対象である大規模事業所（年間のエネルギー使用量が原油換算で 1,500kL 以上）に対し、節電対策に重点を置いた提案・指導を強化する。

「節電重点 10 対策」（オーナー向け・テナント向け）等を作成し、これを大規模事業所向け節電セミナー（5月中旬）や、都制度において特定テナント等地球温暖化対策計画書の策定を義務付けている大規模テナント等に対する節電セミナー（6月上旬）等により広く情報発信するほか、100 程度の事業所に省エネ専門家を派遣して節電アドバイスを実施する。

大規模事業所向け節電アドバイス事業

本年6月以降、省エネ専門家が現地を訪問し、節電アドバイスを無料で行う。これにより、各事業所の状況に応じた実効性のある節電対策の推進を図る。

（テナントビル向けアドバイスの例）

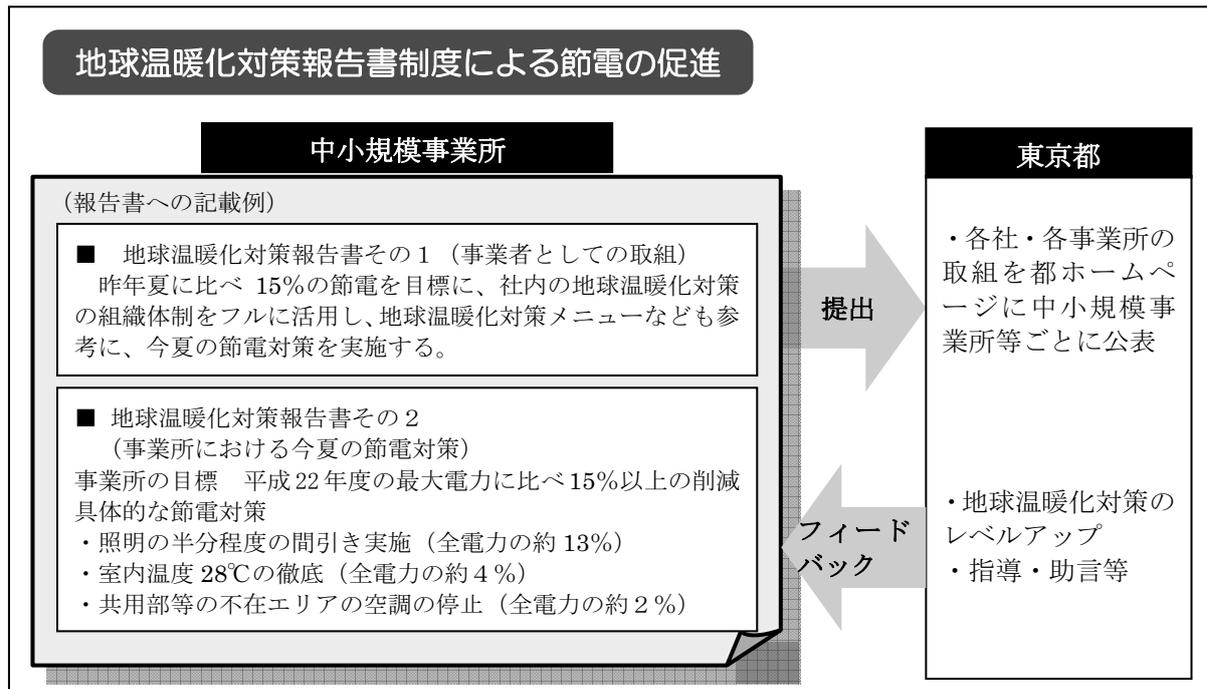


都の総量削減義務と排出量取引制度などの中で、大規模ビルではテナント協議会の設置や特定テナントの CO₂ 削減計画の策定が進んでおり、節電対策の促進においても、これらの取組を活用していく。

2) 小口需要家（契約電力 500kW 未満）の節電を促す

■ 都独自の地球温暖化対策報告書制度を活用し 30,000 事業所の節電を促進

3 万を超える中小規模事業所から提出されている「地球温暖化対策報告書」を活用し、節電対策を促進する。今年度の報告書の提出については、今夏の節電対策の記載を依頼するとともに、夏季が本格的に始まる前の 6 月末までに期限を前倒ししての提出を働きかける。



■ 地球温暖化防止活動推進センターが無料省エネ診断 700 件を実施

東京都地球温暖化防止活動推進センターが無料省エネ診断（約 700 件）を実施し、具体的な節電対策に重点を置いたアドバイスを行う。また、業種別研修会や区市町村と連携した節電対策研修会を 7 月中旬までに 24 区市（年間開催予定の 6 割）で開催する。

地球温暖化防止活動推進センターによる無料省エネ診断

地球温暖化防止活動推進センターの技術専門家が直接事業所に伺って、電気やガス等の使用状況を診断し、省エネに関する提案や技術的な助言を行う。

<省エネ診断の内容>

- エネルギー使用状況の分析
- 設備の問題点についての改善提案と費用見込
- 管理体制づくり
- CO₂削減量、光熱水費削減額の予測等

<省エネ診断の提案実績> 平成 22 年度

- 平均光熱水費削減額＝209 万円／年
- 平均 CO₂削減率＝約 15%



<http://www.tokyo-co2down.jp/c1-jigyou/j1/>

■ 省エネ・省電力に向けた中小企業等の取組の支援

東京都は、平成 22 年度から、中小規模事業所が省エネ診断等に基づき高効率な省エネ設備を導入する場合に、これによる CO₂削減量をクレジット化する権利を東京都へ無償譲渡することを条件に、その費用について助成を行っている。

また、省エネ診断に基づき設備投資を行う場合などに最優遇金利で資金を提供する産業力強化融資（チャレンジ）や、地球温暖化防止に有効な設備を低廉な価格でリースする中小企業設備リース事業、特定の省エネ設備等を取得した場合に事業税の減免を行う中小企業者向け省エネ促進税制を実施している。

東京都は、引き続き、これらの事業により、中小企業の省エネ努力を支援していく。

併せて、省エネ製品の開発などに取り組む中小企業の意欲的な取組を支援する。

■ 事業者団体と連携して傘下企業に対策を呼びかけ

事業者団体と連携して、団体傘下の事業者に積極的な節電対策を呼びかける。

（社）東京法人会連合会との連携

地球温暖化対策の推進に関する覚書（平成 22 年 3 月 23 日付）に基づき東京法人会連合会は、節電対策について、法人会会員（約 17 万社）向けにチラシを配布し、対策の周知と実施を呼びかけるとともに、地球温暖化対策報告書への節電対策の記入及び前倒し提出への協力を依頼する。また、東京法人会連合会の節電対策の取組を都のホームページで公表していく。

（社）日本フランチャイズチェーン協会との連携

日本フランチャイズチェーン協会を通じて、特にコンビニ各社（都内約 6 千店舗）に対し、地球温暖化対策報告書への節電対策の記載を依頼するとともに、日本フランチャイズチェーン協会の節電対策の取組を都のホームページで公表していく。

（社）新日本スーパーマーケット協会との連携

都と新日本スーパーマーケット協会は、節電対策に関する覚書（平成 23 年 5 月 17 日付）を締結し、協会会員（都内 51 社 828 店）向けに節電対策の実施及び都の省エネ支援策の積極的活用を呼びかけを行うとともに、節電に関するセミナーを共同で開催し、会員企業への節電対策の周知を図る。また、新日本スーパーマーケット協会の節電対策の取組を都のホームページで公表していく。

東京都商工会連合会との連携

東京都商工会連合会（会員約 32,000 社）が開催する多摩地区全域の中小規模事業所に対する省エネ・節電対策に関するセミナー（6 月下旬）において、今夏の節電対策を広く呼びかけていく。

東京商工会議所との連携

東京都地球温暖化防止活動推進センターとともに、東京商工会議所（会員約 8 万社）と連携して夏の節電対策に向けた「省エネセミナー」を開催（6 月中旬）し、節電対策を広く呼びかける。また、東京商工会議所の節電対策の取組を都のホームページで公表していく。

3) 家庭での節電を促す

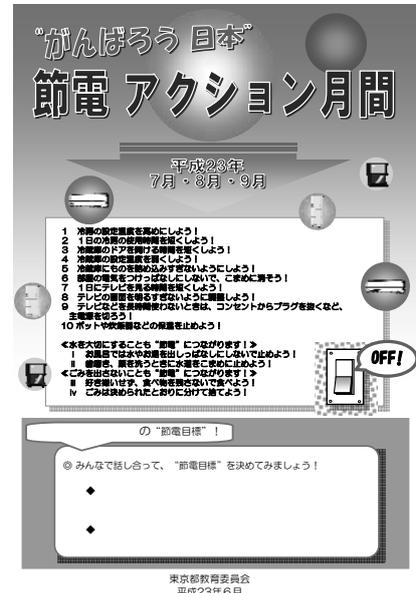
■ 公立小中高・特別支援学校で、 児童・生徒約 100 万人を対象に節電アクション月間を実施

今年7月から9月までの3か月間を「“がんばろう日本” 節電アクション月間」とし、都内の公立小中高特別支援学校の児童・生徒約 100 万人に対し、節電への理解を深めるとともに、節電への意識と意欲を高め、児童・生徒が節電のための具体的な行動を実践するための取組を実施する。

児童・生徒には、節電アクション月間の趣旨及び取組方法の理解を促すリーフレットや、節電に向けた行動の計画を立てたり、取り組んだ行動を振り返ったりするためのチェックシートを配布する。

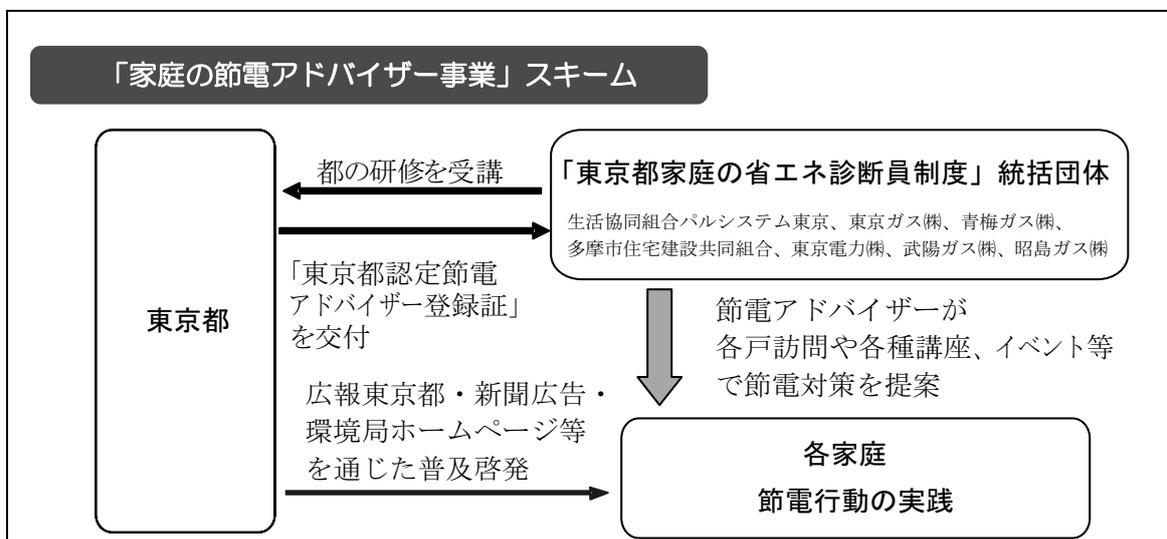
それらを活用し、児童・生徒は家庭における節電に向けた行動とそのチェックに取り組む。

また、保護者に対し、アクション月間の趣旨、児童・生徒の取組方法等を知らせて、家庭への啓発を行う。



■ 3,000 人の節電アドバイザーが 100 万世帯へアドバイス

都内各家庭における節電行動の徹底を図るため、「東京都家庭の省エネ診断員制度」統括団体のスタッフ約 3,000 人が、「東京都認定節電アドバイザー」として、6月中旬から約 100 万世帯を対象とした節電対策のアドバイスを開始する。戸別訪問のほか、統括団体が実施する各種講座やイベント等で、効果的な節電方法について無料でアドバイスを行う。



■ 各種広報媒体を複合的に活用した節電ムーブメント

都及び区市町村の広報誌、交通広告の活用、公共施設でのポスターの掲示、リーフレットの配布等により、節電行動の具体的事例を広く周知していく。

区市町村の施設や町内会、商店街でのキャンペーンなど、身近なところで具体的な取組に接する機会を提供する。

節電行動に取り組む企業と連携し、その取組を広く周知していく。

今すぐトライ、みんなで電気のダイエット

	チェック	※消費電力の削減率
エアコン	<input type="checkbox"/> 28度設定を心がける（扇風機を併用すると涼しく感じる）	10%
	<input type="checkbox"/> すだれ、よしずなどで窓からの日差しをやわらげる	10%
冷蔵庫	<input type="checkbox"/> 設定温度を「強」から「中」に変え、ものを詰め込みすぎない	2%
照明	<input type="checkbox"/> 日中は照明を消して、夜間も照明をできるだけ減らす	5%
テレビ	<input type="checkbox"/> 必要なとき以外は消す、省エネモードや画面の輝度を下げる設定に	2%
温水洗浄便座	<input type="checkbox"/> 便座保温・温水のオフ機能、タイマー節電機能を利用する	1%
ジャー炊飯器	<input type="checkbox"/> 早朝にタイマー機能で一日分まとめて炊いて冷蔵庫で保存	2%
家電製品	<input type="checkbox"/> 本体の電源を切る。長時間未使用時は、プラグをコンセントから抜く	2%

※消費電力の削減率・・・在宅世帯の日中の平均的消費電力に対する削減率

（緑のカーテンの普及）

「緑のカーテン」には、日よけと葉の蒸散作用で、室内の温度の上昇を抑える作用がある。これを広く普及させるため、約3万セットのアサガオの種を配布するとともに、企業と連携し、従業員に緑のカーテンの実施を呼びかける。



※「東京都電力需給対策自治体会議」の開催と、首都圏自治体との連携

上記2)、3)の対策を進めるに当たって、6月3日に都内の区市町村とともに「東京都電力需給対策自治体会議」を開催し、連携して取り組んでいく。

また、九都県市で共同した取組を進めるなど、首都圏自治体が連携して具体的な節電対策やPRなどの共同行動を推進していく。

4) 東京都関連施設での節電を徹底する

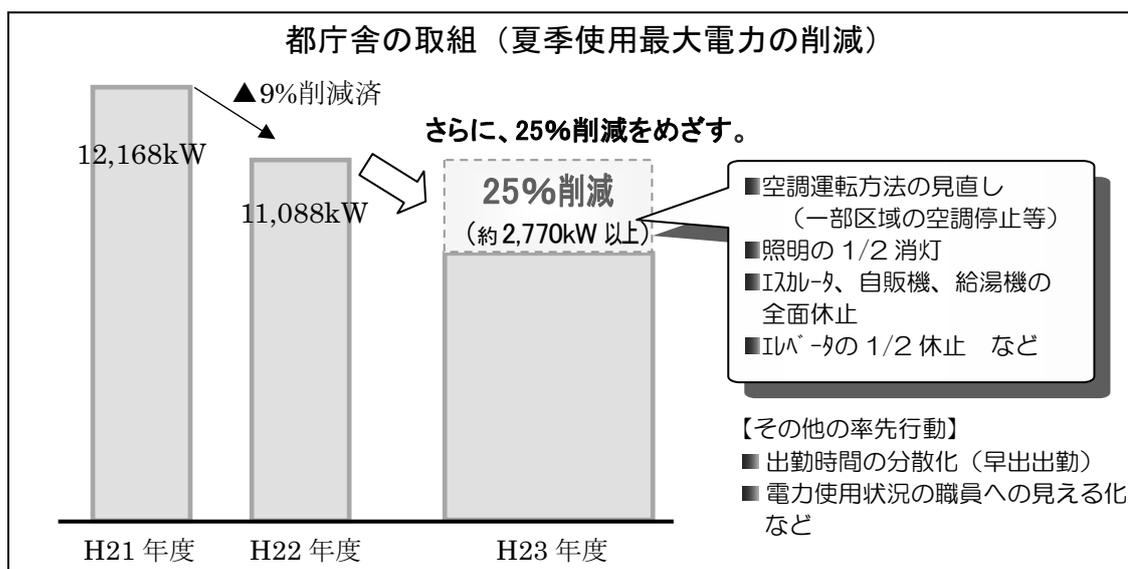
[契約電力 500kW 以上の大口需要施設]

電気事業法第 27 条に基づき、ピーク時間帯の最大使用電力の制限対象となる 500kW 以上の施設においては、次のように取り組む。

- 都庁舎など主として職員が利用する施設にあっては、民間の取組を牽引する率先行動として、今夏のピーク電力を 25%削減する。

➤ 都庁舎における対策

照明の間引きによる 1/2 消灯、エレベータの 1/2 休止、出勤時間の分散化（早出勤の設定） など



➤ 他の事務所系事業所においても都庁舎と同様の対策を実施

- 多くの都民が利用する施設等では、都民サービスの観点から過大な負担をかけることとし、電気事業法に基づく電力使用制限義務である 15%削減を確実に達成する。
- 病院、重症心身障害児（者）施設などの人の命に関わる施設や、上下水道施設、都営交通、卸売市場、コンテナふ頭などのライフライン施設等については、国の緩和措置を考慮した上で、必要な機能を維持しつつ、最大限の節電に努める。
- これらにより、契約電力 500kW 以上の大口需要施設全体としてピークの受電量の昨年比 15%削減を目標に、全庁を挙げて都有施設での取組を実施する。

[契約電力 500kW 未満の小口需要施設]

電気事業法の義務対象外である 500kW 未満の施設についても、上記に準じた電力の削減を行う。

以上により、国の電力需給対策の方針「企業・事業者等として削減率（15%）を達成するよう努めることとする。」を踏まえ、東京都関連施設全体で最大限の取組を行っていく。

5) 省エネ設備の普及を加速させる

技術革新が進む省エネ性能の優れた設備への転換を進めていく。

○ 中小企業の省エネ製品開発に対する支援

➤ 省エネルギーに向けた製品開発の促進

(地独) 東京都立産業技術研究センターが開発したLED照明の性能評価手法に基づき、照度特性に関する評価試験の迅速化を図り、LED照明器具等の開発を一層促進する。

また、小型モータなどの電気製品についても、エネルギー効率が高い省エネ製品の研究開発を実施し、技術の普及を図る。

○ 都有施設における省エネ機器の導入

➤ 照明のLED化推進

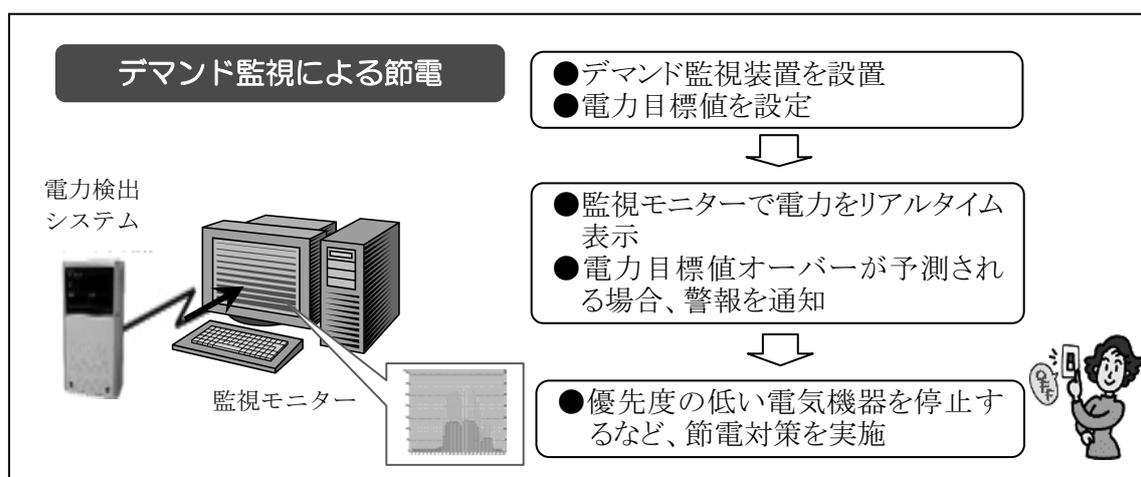
- ・ 消費電力を約90%カットすることのできる、信号のLED化計画の大幅な前倒しに取り組む。

※ 車両用1,500箇所、歩行者用1,700箇所

- ・ 街路灯では、ソーラーパネル併用型LED歩道照明及びLED車道照明の試験施行に取り組む。
- ・ 技術革新の動向や都民の利便性、労働安全衛生などを十分に考慮し、効率性を確認しつつ、都有施設でLED化を進めていく。

➤ デマンド監視装置の導入

- ・ 都有施設に需要電力(デマンド)監視装置を導入し、電力の使用状況を監視することにより、電力の需要抑制を達成する。



6) 不測の事態に備え、電力不足から都民を守る

○ 緊急熱中症対策

猛暑であった昨年は熱中症で約 4,600 人が救急搬送されたが、今夏も、電力不足が見込まれる中での猛暑も予想されているため、シルバー交番や自治会、民生委員等、区市町村のネットワークを活用して、地域における高齢者の見守り支援を行うとともに、都立病院及び公社病院で「熱中症対策緊急病床」を確保する。

○ 在宅療養患者等への緊急支援

在宅人工呼吸器等使用患者について緊急実態調査を行うとともに、予備電源等の配布や停電時の対応方法についての個別指導を実施するなど、大規模災害などによる停電時の都民の安全を確保する。

○ 停電や震災にも備える事故・防犯体制の整備

夜間や停電時における視認性を高める高輝度道路標示や交通信号用自動起動式発電機の拡充、停電時の治安確保のための資器材の整備などにより、災害時における事故防止・防犯体制を充実する。

7) 生活様式の見直しを進める

今夏の電力危機突破のための緊急対策として節電に取り組むだけでなく、電気に依存しすぎたライフスタイルやワークスタイルを変え、少ないエネルギー消費で快適に活動・生活できる工夫を進め、定着化していく必要がある。

■ 国への新たな提案

国の電力需給対策（p.6 を参照）では、電力の使い方を具体的に改めていく方策が明確でない。このため、次のような対策を国に求めていく。

○ オフィス・店舗などの照度に関する基準等の見直し

オフィスビルや店舗などで、明るすぎる照明による無駄な電力の消費を防ぐため、建物の照度設計の段階から適切な照度となるよう、現行の照度に関する JIS（日本工業規格）の基準等について、省エネルギーや節電の視点を加えて見直しを行い、定着化させること。

また、過剰な外気取り入れによる空調設備の無駄な稼働を防ぐために、ビル衛生管理法に基づく室内空気中の CO₂ 濃度の管理基準の緩和について、省エネルギーや節電の観点から見直しを行い、定着化させること。

業務ビルの照度基準の比較(一般的な照度基準)

欧米諸国の多くは照度基準を500ルクス以下に指定

単位:ルクス

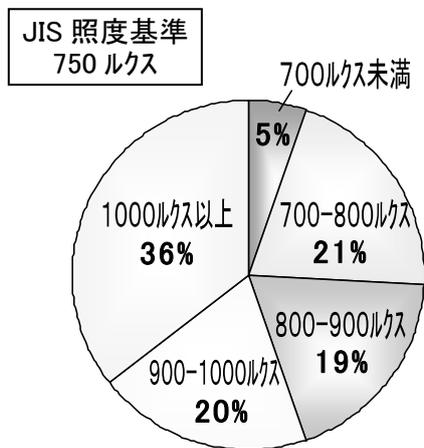
	オフィス	商店
日本 (JIS)*	750	500
アメリカ・カナダ	200-500	200-500
フランス	425	100-1000
ドイツ	500	300
オーストラリア	160	160

(資料)IEA/OECD, LIGHT'S LOBOUR'S LOST Policies for energy-efficient lighting, 2006

* 労働安全衛生規則で定める照度基準は、『精密な作業』において 300ルクス以上

オフィス(机上面)の実測照度

※約 190 件の調査結果内訳



(出典:「オフィス照明の実態 研究調査委員会報告書 (社)照明学会」より作成)

都内事業所では、震災以降、照明の間引き等により、照明照度を 750 ルクス以下に見直す取組が開始されている。

- ソニーシティ (本社ビル)
ベース照明の照度を 750 ルクスから 300 ルクスに。
- キャノン S タワー
照明照度は 500~700 ルクスに自動調光されているが、自動調光の減光で 500 ルクスに。また、一部フロアでは、300 ルクスへの減光を実験中。
- 森ビル 六本木ヒルズ実験オフィス
六本木ヒルズの標準照明 750 ルクスから 350 ルクスに。共用の補助ライトを導入。
- 電通 汐留本社ビル
ベース照明を 300 ルクスに。
300 ルクスのタスクライトを導入し 600 ルクスに。

(出典:(社)日本ファシリティマネジメント推進協会主催「緊急節電対策セミナー」(平成 23 年 4 月 18 日開催)における配布資料及び東京都環境局主催「緊急節電・省エネセミナー」(平成 23 年 5 月 17 日開催)における配布資料)

○ 家電製品等の省エネモードの標準化

家電製品等の製造事業者に対して、製品の工場出荷時の初期設定を省エネモードとするとともに、省エネモードの利用について消費者にわかりやすく情報提供するように求める仕組みを構築すること。

※パソコンを省エネモードに設定すると、約 30%の節電が可能となる。

○ 明らかに無駄なエネルギー利用の見直し

扉を開け放したまま冷暖房を行っている店舗営業など、明らかに無駄なエネルギー利用と考えられる行為に対して、エネルギー使用の合理化を求める仕組みを構築すること。

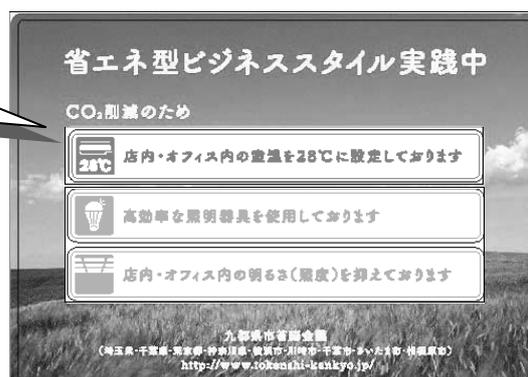
■ ライフスタイル・ワークスタイルの転換

○ 省エネ型ビジネススタイルへの転換の促進

「節電の取組促進」や「ライフスタイルの見直し」に関する普及啓発の強化を図るとともに、今夏の各業界の取組状況を踏まえて、都民生活や社会活動への影響が少ない省エネ型ビジネススタイルへの転換を促進する効果的な方法について検討し、他都市と連携するなどして、継続的に普及の促進を図っていく。

省エネ型のビジネススタイルを実践しているオフィスや店舗等で、取組を広くPRできるステッカー

(平成 22 年度における九都県市での取組例)



Ⅱ-2 『東京産都市型電力』によるエネルギー源の多様化・分散化

震災に伴う計画停電では、医療機関等の人の生命に関わる施設やライフライン施設の機能が麻痺し、事業継続に支障をきたすケースが多数発生した。

災害時においてもライフライン施設等が確実に事業を継続できるようにするには、商用電源のみに依存することなく、自立型・分散型かつ高効率なエネルギー源を確保し、リスクを分散することが重要である。

都の有するこれらの施設においては、既に保有している自家発電設備の優先使用を進めることで電力不足回避に貢献していくとともに、都民生活や企業活動を守る観点から自立型・分散型エネルギー源の確保を進め、電力不足に備えていく。

また、家庭や中小事業者等に対して、太陽光発電などの再生可能エネルギーや、高効率のコージェネレーションシステム、自家発電機の導入等による電力確保を支援していく。

1) 都民生活を支える施設の電源確保を進める

○ 民間医療機関や社会福祉施設における電力確保対策

民間医療機関や社会福祉施設における停電時の電力確保対策として、自家発電機の導入を緊急的に支援することにより、大規模災害発生時及び電力制約下における都民の安全・安心を確保する。

○ 都関連施設等における電力確保対策

➤ ライフライン機能を担う公共施設等に必要な電源の確保

・都立病院における電力確保対策

都立病院における患者等の命を守るため、電力不足にも対応できる電力や燃料等の確保に努める。

・上下水道・交通における緊急対策

上下水道・交通施設は、運転の工夫・効率化、非常用発電設備等の活用などの緊急対策により、都民生活を守る施設の安定稼働と電力不足への対応という二つの課題に取り組んでいく。

・コンテナふ頭における自家発電設備の導入

荷役機械や厳しい温度管理が求められる冷蔵・冷凍用コンテナに必要な電源を確保するため、コンテナふ頭に自家発電設備を導入する。

・中央卸売市場における仮設発電設備の設置と自家発電設備の使用

卸売場の照明やせり・代金決済に係る基幹情報システムなどの安定稼働を維持するため、仮設発電設備をリース調達するとともに、既に設置されている自家発電設備を利用していく。

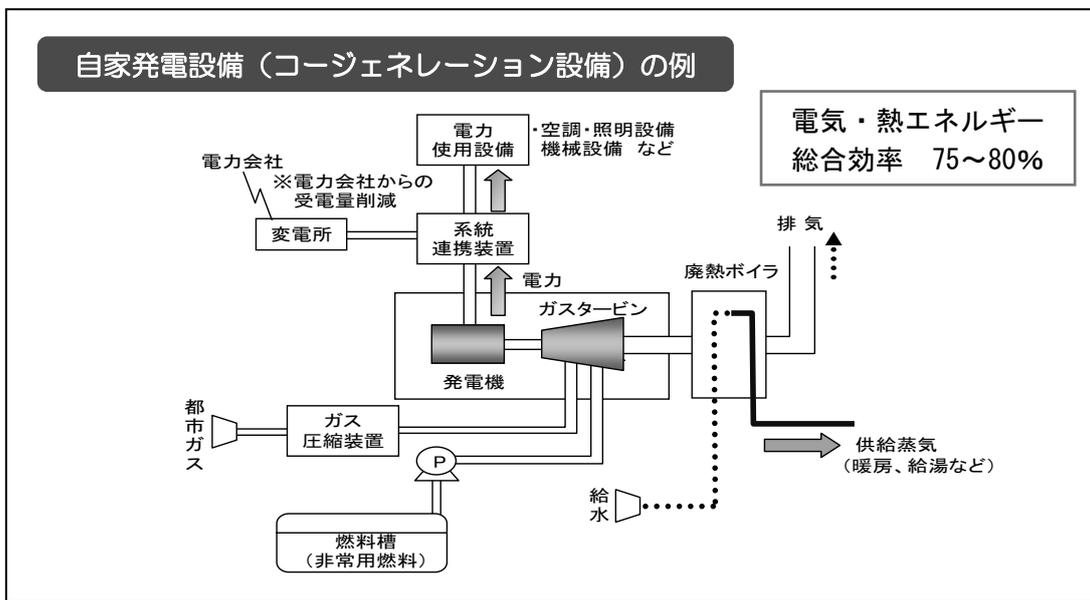
➤ 新たな設備設置による電力不足への対応等

- ・自家発電設備等の増強等の検討

今後の電力不足に備え、多目的ホール、美術館等文化施設、スポーツ施設、都立学校、警察署、消防署、健康安全研究センターなどの施設について高効率のコージェネレーション設備や自家発電設備等の増強を検討していく。

- ・区市の清掃工場における廃棄物発電の強化

清掃工場でのごみ処理量を今夏のピーク時間帯に増量して、当該時間帯における廃棄物発電の強化を図るよう要請している。



（東京電力大井火力発電所の発電機増強に係る緊急措置）

本年4月に環境確保条例を改正し、排ガス基準の適用に係る緊急時の特例措置の規定を新設した。

本規定の適用を受け、東京電力により緊急設置されるガスタービン発電機（出力合計 約 21 万 kW）が夏季に稼働予定となっている。

都は東京電力に対して、環境への配慮の観点から、大気・騒音対策及びモニタリングの実施と定期的な報告等を指導している。



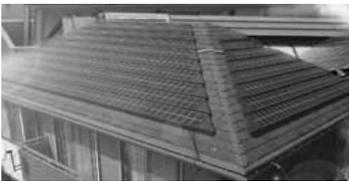
東京電力大井火力発電所

2) 家庭や中小企業の分散型電源の確保を支援する

○ 家庭における創エネルギー機器等の導入補助

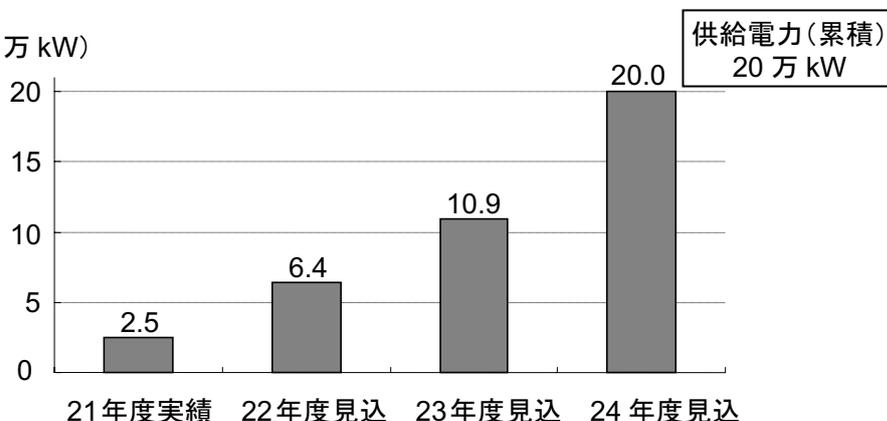
家庭における電力需要の抑制と防災に強い分散型電源の導入を促進するため、太陽光発電システム、燃料電池コージェネレーションシステム、家庭用蓄電池等の創エネルギー機器等の導入を支援し、これまでの取組による実績と合算して、今後2年間で計20万kW以上の創エネルギーを実現する。

家庭の創エネルギー機器等の例

<p>(太陽エネルギー利用機器)</p> 	<p>(家庭用ガスエンジン コージェネレーション機器)</p> 	<p>(家庭用燃料電池 コージェネレーション機器)</p> 
<p>太陽エネルギーを電気に変換する太陽光発電システムと、熱として利用する太陽熱温水器・ソーラーシステムがある。</p>	<p>都市ガスやLPガスを燃料とするガスエンジンで発電を行い、その際に発生する排熱を給湯などに利用</p>	<p>都市ガス・LPガス・灯油等から燃料となる水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて発電するシステムで、発電時の排熱を給湯などに利用</p>

家庭における創エネルギー機器等導入による供給電力の見込み(累積)

(単位: 万 kW)



➤ エネルギー効率が優れた太陽熱利用機器の導入促進

- ・ 一般的に、発電を行うときには、発生する膨大な熱の多くが有効に活用されず廃棄されている。こうして生産された電気のみにより給湯や暖房をまかなう電気温水器などはエネルギー効率が低く、CO₂の排出も多くなる。
- ・ こうした効率の低い電気機器利用からの転換を促進し、エネルギー効率が優れ、都内の住宅事情からも最適な太陽熱利用機器の飛躍的な利用拡大を図るため、設置費用の一部を補助していく。
- ・ 特に、新築住宅については、都内で多くを占める集合住宅を中心に、太陽熱利用機器の普及促進に資する新技術の導入を積極的に支援していく。
- ・ また、住宅供給事業者や太陽熱機器メーカー等で構成する「太陽熱利用促進協議会」を通じて、都内における太陽熱の飛躍的な利用拡大に向けたムーブメントの醸成を図っていく。

○ 中小企業等向け電力自給型経営促進支援事業

大震災に伴う発電所の被災により電力不足が生じ、計画停電が実施されたことに伴い、多くの都内中小企業等が生産活動等の制約を受けるなどの影響が生じたことを踏まえ、自家発電設備等の導入費用に対する助成を行うとともに、セミナーの開催や専門家の派遣を実施することにより、自ら電力需要の抑制に努め、事業活動の継続に必要な電力の確保に取り組む「電力自給型経営」を実践する中小企業等を支援する。



発電設備

○ 私立学校における太陽光発電設備等の整備促進

電力不足に対する節電及び私立学校の防災力の向上を図るため、太陽光発電設備等の整備を緊急支援する。

Ⅲ. 今後の方向性 ～低炭素・高度防災都市を目指して～

■ 低炭素・高度防災都市を目指して

東京都は、世界で最も環境負荷の少ない都市の実現を目指し、大規模事業所への総量削減義務と排出量取引制度、中小規模事業所を対象とする地球温暖化対策報告書制度、新築建築物を対象とする建築物環境計画書制度など、東京を低炭素型の都市へと変容させる施策を積極的に展開してきた。

その効果もあり、東京では、自然空調や輻射式冷暖房システムなどの省エネ技術を駆使したグリーンビルディングが登場し、また、中小規模事業所でも、照明のLED化、配管の断熱化など、省エネ投資が活発に行われてきた。

現下の電力不足を乗り越えるだけでなく、今後起こり得る災害に備えるとともに、気候変動の危機を回避していくためには、これまでの施策の成果を生かしつつ、次の視点を持って低炭素・高度防災都市の実現を目指していかなくてはならない。

・生活様式やビジネススタイルの変革を進める

過剰なエネルギー利用を慎む生活様式やビジネススタイルの定着を図るとともに、我が国の優れた省エネ技術を最大限に有効活用する。

・自然のエネルギーを上手に使う都市を目指す

太陽の熱や光のほか、風や緑などを直接、住まい等に最大限に取り入れるなど、自然のエネルギーを上手に利用する都市づくりを進める。

・多様なエネルギーを確保する

より低炭素なエネルギーへの転換や再生可能エネルギーの大幅な普及を図るとともに、電力以外も含めた『東京産都市型エネルギー源』の確保を進める。

・スマートにエネルギーを使う

国レベルで電力供給力及び供給ポテンシャルが有効に活用されるよう働きかけを行うとともに、エネルギー需給の最適制御を図って、都市のエネルギー利用効率を最大限に高める。

■ 新たな環境エネルギー政策の構築を目指す調査と検討

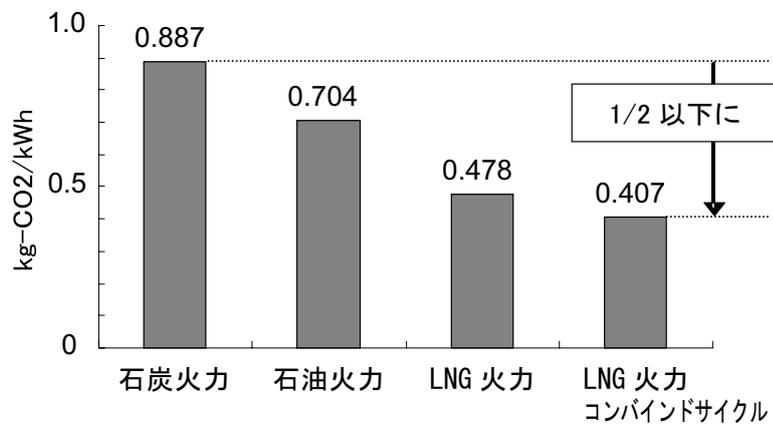
低炭素・高度防災都市の実現、過度に電力に依存する都市生活の見直しのため、新たな環境エネルギー政策の構築を目指し、専門的見地から必要な調査と検討を進める。

■ 全庁的な推進体制

電力対策を複合的に推進するため、全庁的組織である「東京都省エネ・節電緊急対策本部」を改組のうえ「電力需給対策推進本部」を設置し、各局事業の調整と進捗状況の把握を行っていく。

施策の進捗状況や電力需給の状況などについては、定期的に公表していく。

使用電力量1kWh 当たりの CO₂ 排出量(日本の火力発電所)
最新型の LNG 火力の排出係数は、石炭火力の約 2 分の 1



(出典)「平成 22 年度 数表でみる東京電力」

再生可能エネルギーの普及

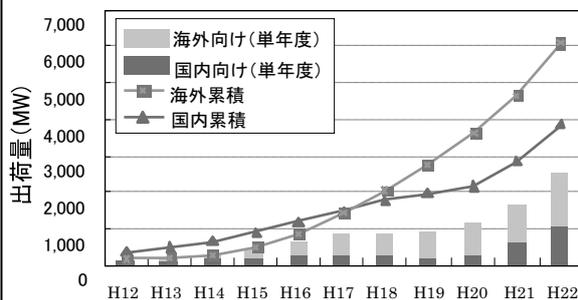
「IPCC (気候変動に関する政府間パネル) 再生可能エネルギー源と気候変動緩和に関する特別報告書 (2011 年 5 月)」

5 再生可能エネルギーと持続可能な発展

➤ これまでの経済成長とエネルギー消費及び温室効果ガス排出の増加との間には強い相関があるが、再生可能エネルギーは持続可能な発展に貢献しつつ、この相関を切り離すことに役立つ。

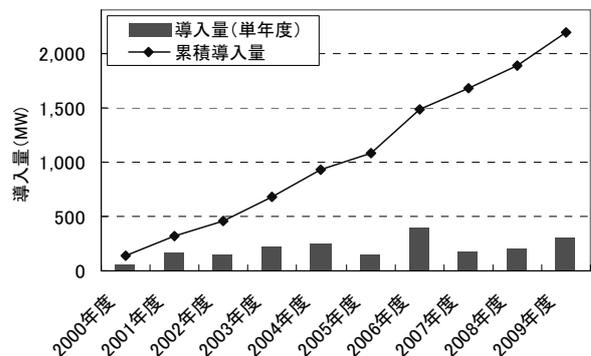
◇ 再生可能エネルギーは社会の発展と経済成長に貢献し、エネルギーへのアクセスを容易にし、エネルギー供給を安定させることに貢献する。

日本における太陽電池出荷量の推移



(出典) 太陽光発電協会

日本の風力発電導入実績



(出典) 日本風力発電協会

参 考 資 料

- 1 今夏の電力需給構造
 - (1) 今夏の電力需給の見通し（平成 23 年 5 月 13 日時点） 27
 - (2) 1 日の電気の使われ方と今夏求められる対策 28
 - (3) 東京電力管内の夏季最大ピーク時の需要カーブ推計（全体） 29
 - (4) 部門別（業務・家庭）の需要カーブ 30
 - (5) 都内の電力需要構造 31

- 2 東京都における取組
 - (1) 今夏の都庁舎における節電対策 32
 - (2) 都内大規模事業所向けの節電対策案内
「節電重点 10 対策」（オーナー向け・テナント向け） 34
 - (3) 家庭向け節電対策紹介パンフレット 37

- 3 都におけるこれまでの対応経過 40

- 4 電力需給緊急対策本部「夏期の電力需給対策について」のポイント
（平成 23 年 5 月 13 日 政府公表）（電力需給緊急対策本部資料より） 41

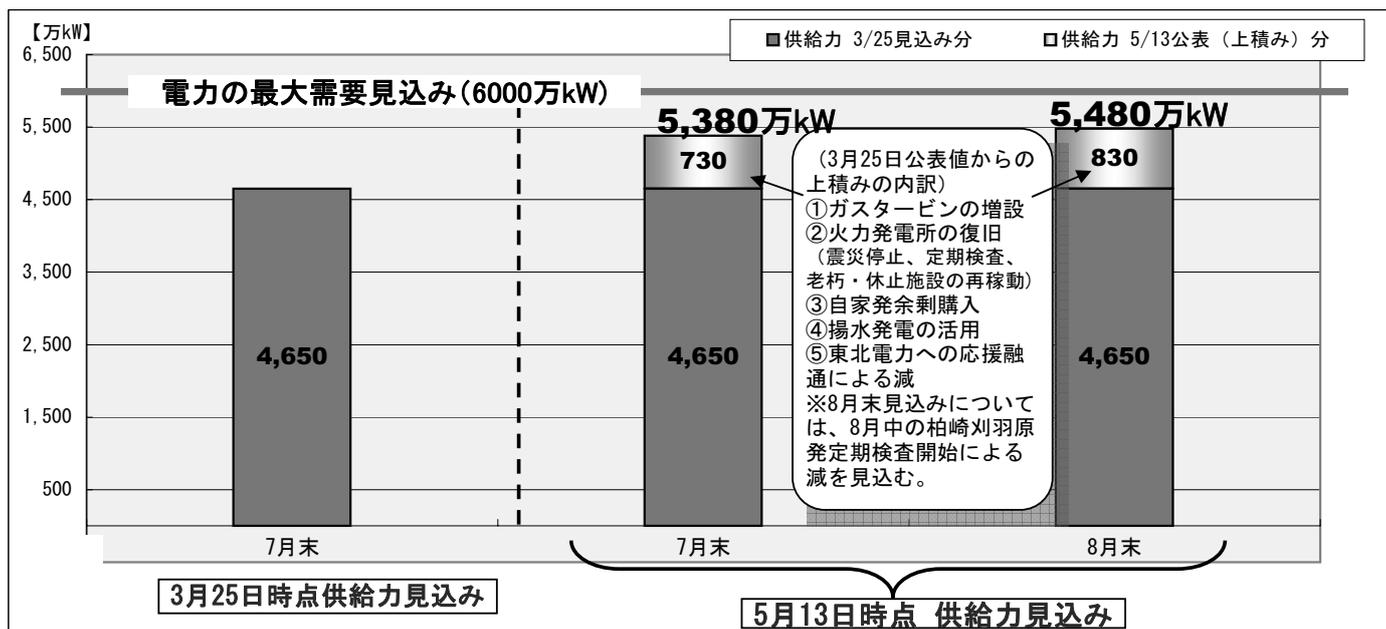
1 今夏の電力需給構造

(1) 今夏の電力需給の見通し(平成23年5月13日時点)

- 電力最大需要見込み: 約6,000万kW
 - 電力供給見込み: 約5,380万kW
- 620万kW程度の供給量の不足見込み

〔今夏の特徴〕

- ①供給力が夏の需要予測に満たない。
- ②東北電力自体が被災し、融通電力を得られない。
- ③老朽・休止中の火力発電所の再稼働など、供給力自体が不安定



	3月25日時点
	7月末
想定需要	6,000万kW
供給力	4,650万kW
東北融通量	0万kW
融通後供給力	4,650万kW
不足分	▲ 1,350万kW
需要抑制率	▲ 22.5%

⇒ 供給力上積み

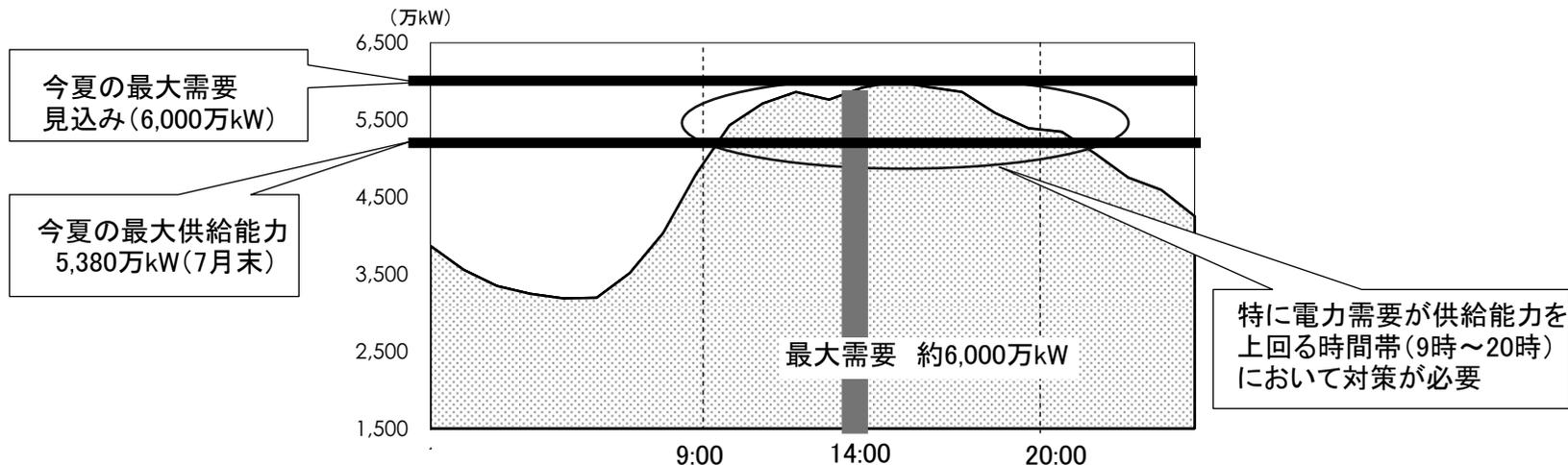
5月13日時点	
7月末	8月末
6,000万kW	6,000万kW
5,520万kW	5,620万kW
▲ 140万kW	▲ 140万kW
5,380万kW	5,480万kW
▲ 620万kW	▲ 520万kW
▲ 10.3%	▲ 8.7%

※想定需要はH22年度並のピーク値を想定
 ※供給力及び東北融通分は東京電力公表値

(政府「電力需給対策本部」及び東京電力公表資料等より東京都作成)

(2) 1日の電気の使われ方と今夏求められる対策

1日の電気の使われ方と今夏の供給見込み (平成23年5月13日時点)



2010年夏における最大電力需要日の電力消費パターン

必要な対策

① 「ずらす」(ピーク対策)

電力(kW)の削減

特に需要の多い時間帯での電力の使用を抑える。
(電力需要のピーク時におけるkW(高さ)を抑える対策)

<具体例>

- 作業時間・営業時間の調整・シフトや、休業日、夏期休業の分散化等
- 電化製品の日中での使用を控える(設備稼働時間の見直し) など

② 「へらす」

電力消費量(kWh)の削減

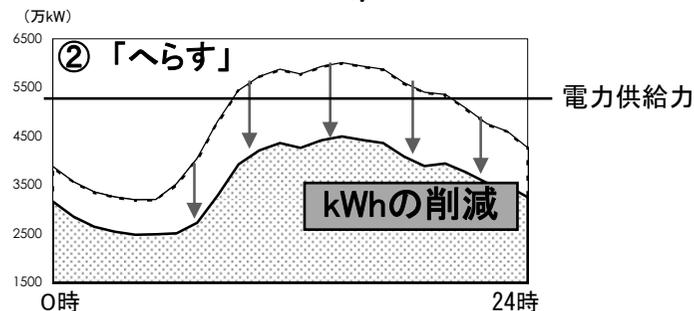
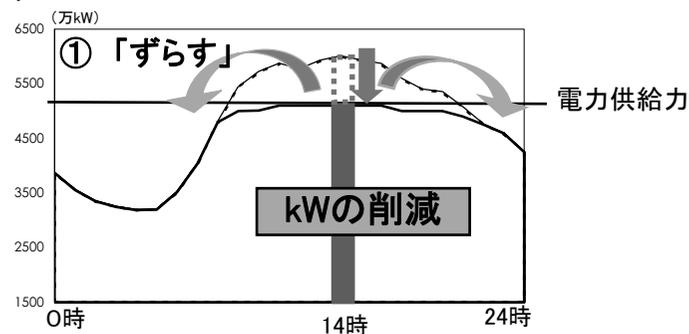
電気の使用量そのものを減らす。

<具体例>

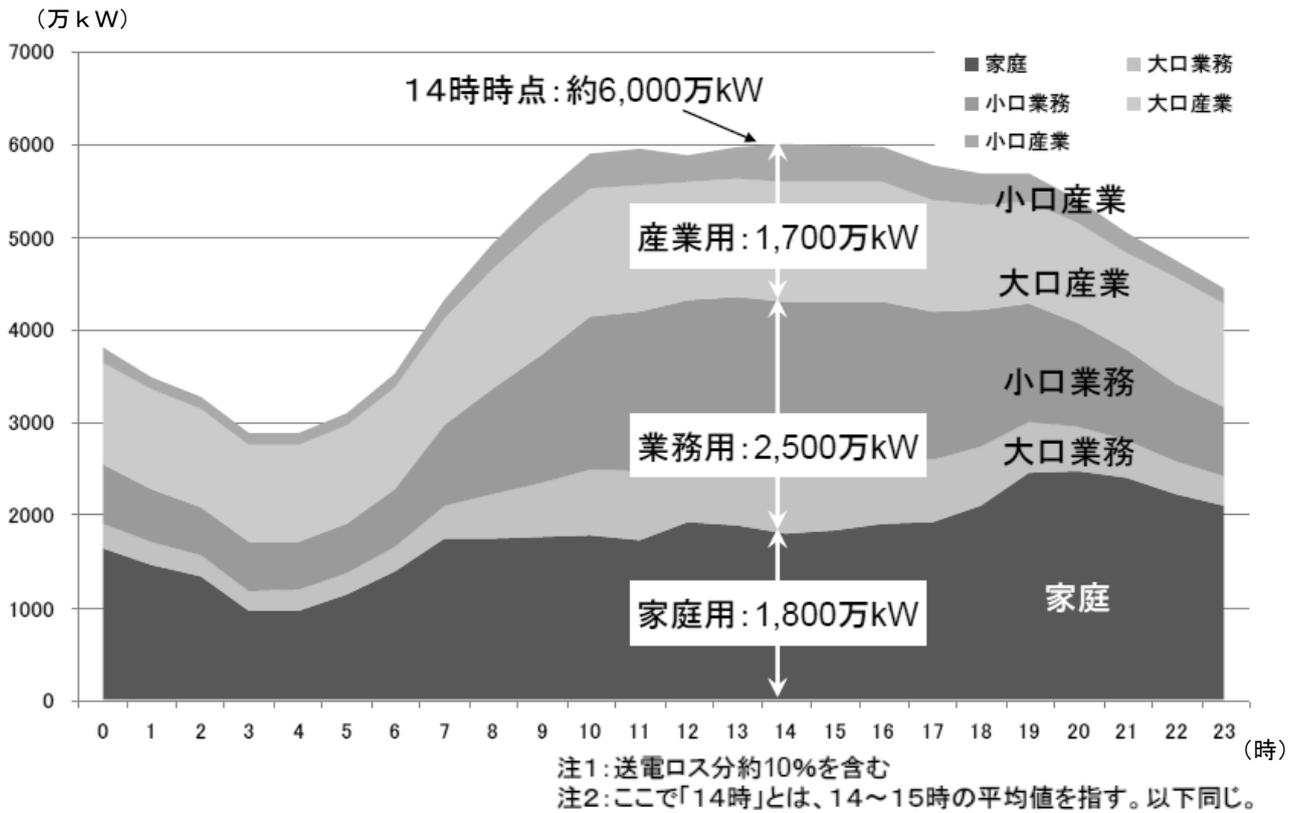
- 空調・照明設備等の節電対策
- 省エネモードの活用、使っていない電化製品のコンセントを抜く など

③ 「きりかえる」

他のエネルギーの使用、購入電力削減のための発電機の活用など



(3) 東京電力管内の夏期最大ピーク時の需要カーブ推計（全体）



(出典) 夏期最大電力使用日の需要構造推計（東京電力管内）平成 23 年 5 月資源エネルギー庁

<産業用・業務用と大口・小口の分類>

産業用 (製造業等)	大口産業	小口産業
業務用 (オフィスビル、卸・小売業、 病院、ホテル、飲食店、 学校等)	大口業務	小口業務

大口

- 契約電力 500 kW以上の事業所
- 電気事業法第 27 条による電気の使用制限の対象
- 都内に約 4,200 口（契約口数）

小口

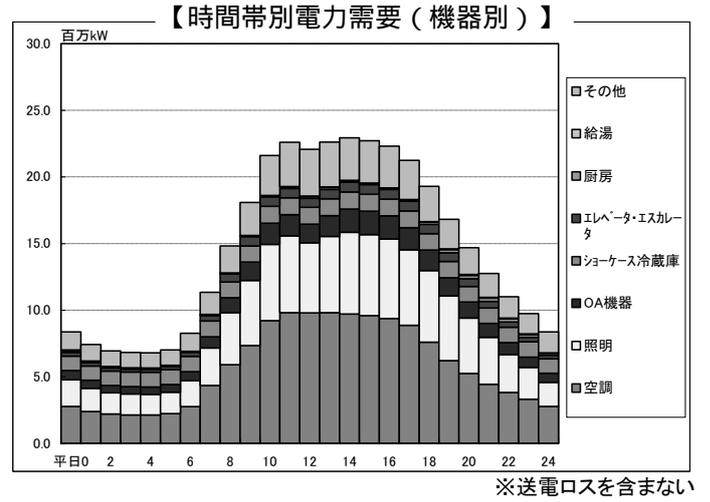
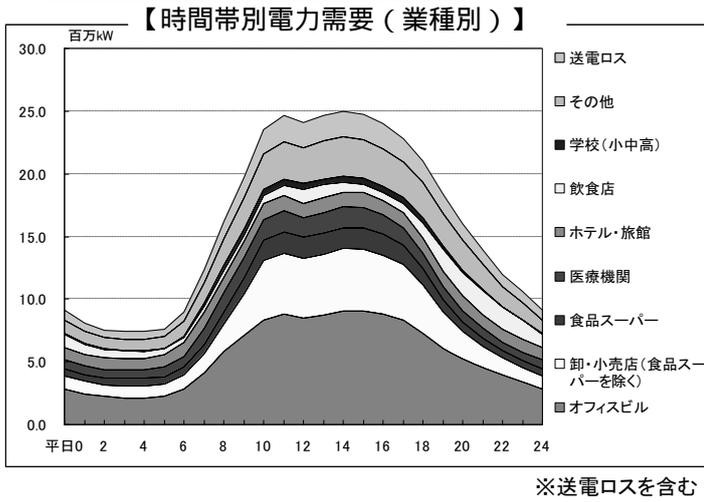
- 契約電力 500 kW未満の事業所
- 自主的な「節電行動計画」を策定し節電に取り組む
- 都内に約 70,500 口（契約口数）

家庭

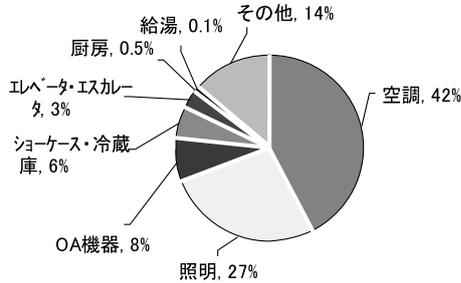
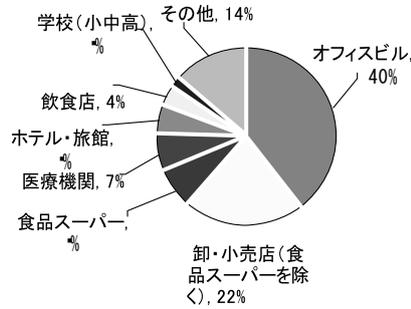
- 都内に約 640 万件（都内世帯数）
- 家庭でできる節電対策を実施

(4) 部門別（業務・家庭）の需要カーブ

業務部門全体の需要カーブ



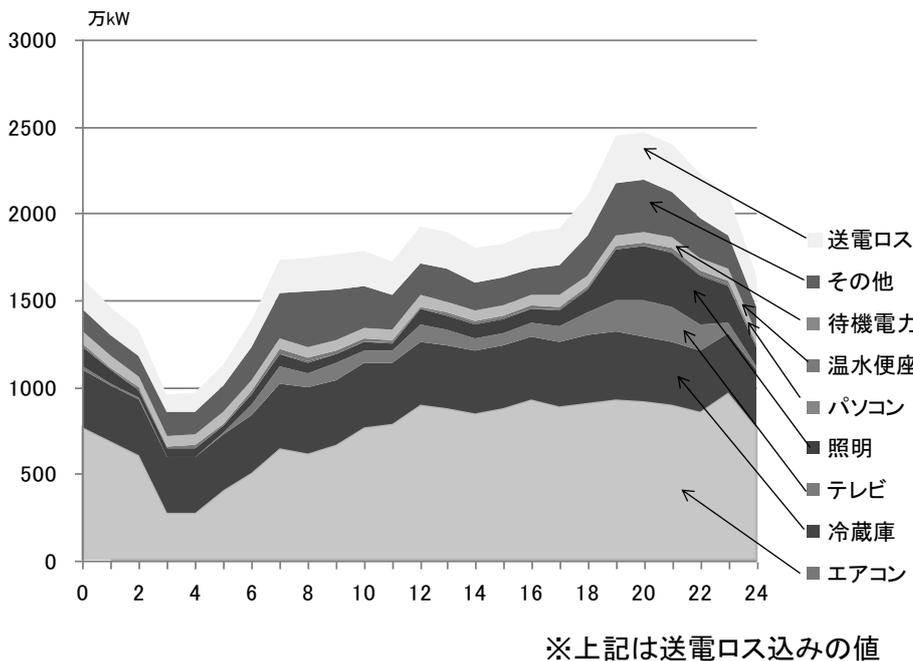
【14時断面の需要構成】



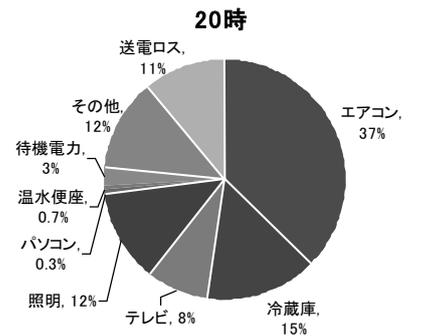
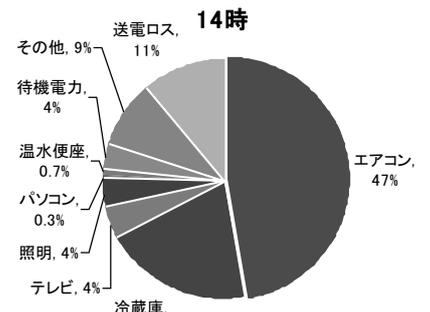
「夏期最大電力使用日の需要構造推計（東京電力管内）」（平成23年5月 資源I社研一庁）

家庭部門の需要カーブ

【家庭部門全体の時間帯別電力需要（機器別）】



【ピーク時電力需要構成】



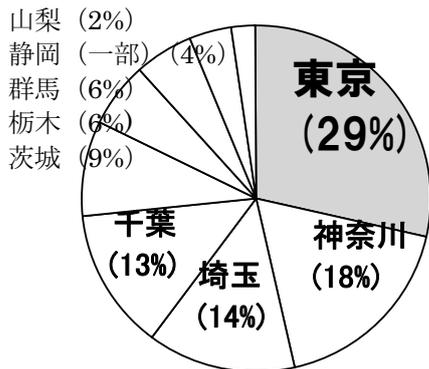
「夏期最大電力使用日の需要構造推計（東京電力管内）」（平成23年5月 資源I社研一庁）

(5) 都内の電力需要構造

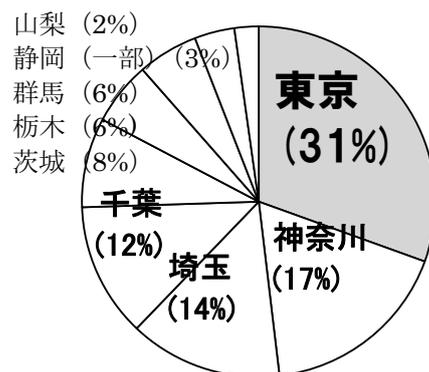
● 東京電力管内全体に占める「東京」の割合：約 3 割

- ・ 電力消費量の割合：約 3 割（約 800 億 kWh。平成 21(2009)年度値）
- ・ 最大需要電力の割合：約 3 割（約 1616 万 kW。平成 21(2009)年度値）

地域別電力消費量の割合
(平成21(2009)年度)



地域別最大電力の割合
(平成21(2009)年度)



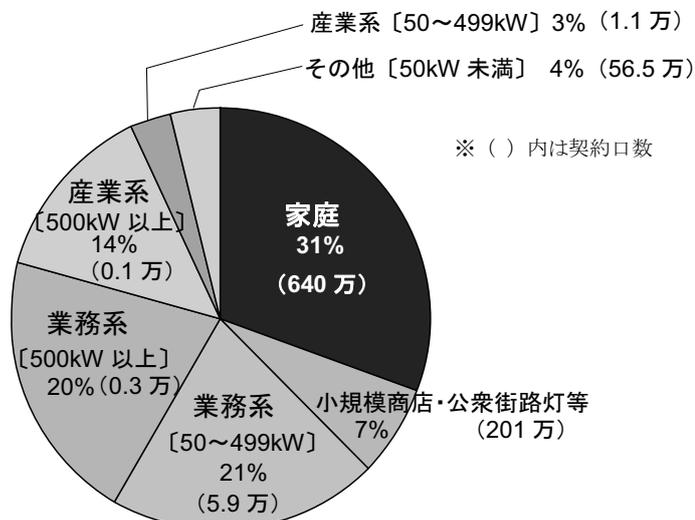
(出典) 東京電力資料より東京都作成

● 都内電力消費量の内訳 (平成 21(2009)年度値)

- ・ 家庭（小規模商店等を含む。「電灯契約」者）：38%（家庭系：31%、小規模商店等：7%）
※「家庭」と「小規模商店等」の内訳は、東京電力ヒアリング結果等に基づく東京都による推計
 - ・ 大口需要家（契約電力 500kW 以上）：34%（産業系：14%、業務系：20%）
 - ・ 小口需要家（契約電力 50～500kW 未満）：24%（産業系：3%、業務系：21%）
 - ・ その他町工場等（契約電力 50kW 未満の電力契約者）：4%
- * 契約電力 50kW 以上の状況：産業系：17%、業務系：41%

都内電力消費量の内訳

(平成 21(2009)年度)



※ () 内は契約口数

()内は契約口数。「家庭」については、都内世帯数。「小規模商店等」については、841 万口から家庭の世帯数を差し引いた数

(出典) 東京電力資料等より東京都推計・作成

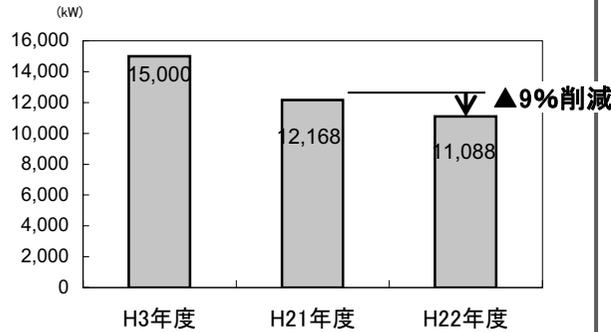
2 東京都における取組

(1) 今夏の都庁舎における節電対策

- 開庁(平成3年)以来の継続的な節電対策の実施で、既に▲28%の電力消費量の削減
- 猛暑となった平成22年度夏期においても、最大需要電力を前年度同期比で▲9%削減するなど、都庁舎は既に大幅な節電を実現している施設
- 平成23年3月の震災以降の節電強化の取組で、最大需要電力を前年同期比で▲30%削減
- 今夏は、最大需要電力について前年同期比で▲25%の削減をさらに目指す。

「最大需要電力」
平成22年度は前年度比▲9%減
(平成3年時契約電力比▲26%削減)

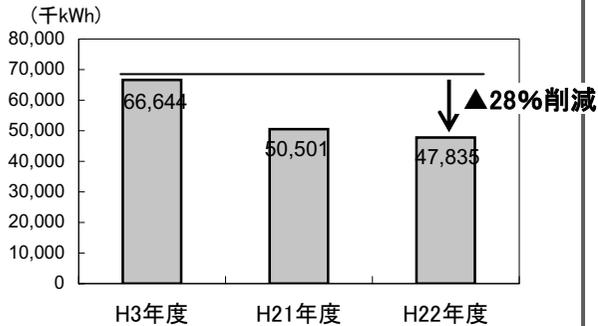
最大需要電力の推移



※ H3は契約電力値

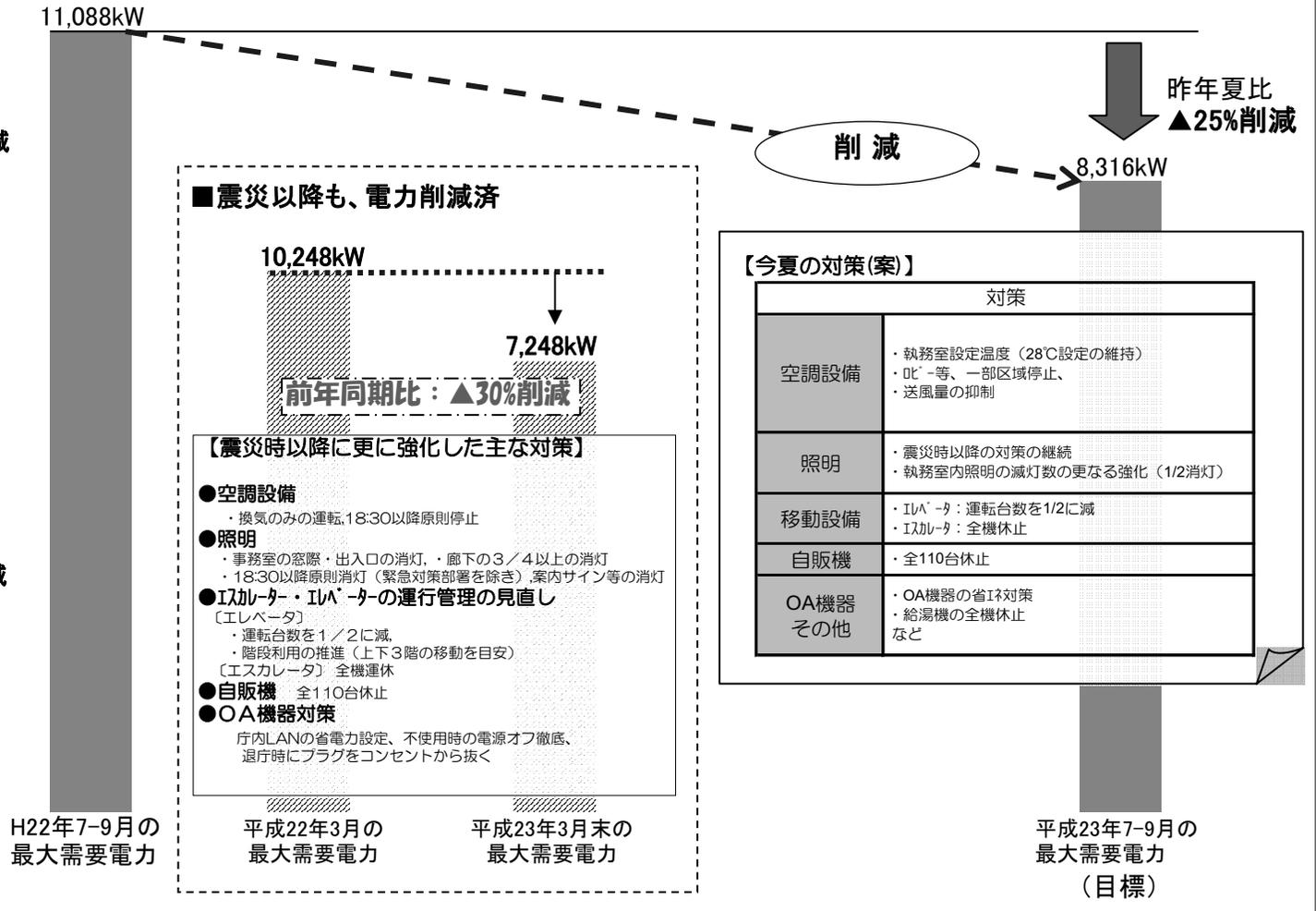
「電力消費量」も既に、竣工時比▲28%削減済

電力消費量の推移



※これまでに実施してきた節電対策は別紙参照

都庁舎は、既に大幅な節電を実現。
今夏、昨年夏比▲25%の削減を更にめざす。



(参考) これまでの都庁舎における省エネの取組

○ H3(開庁)～H16 年度の取組実績

出典：『都庁舎の省エネ・新宿本庁舎省エネの歩み』財務局庁舎管理部資料より

照明	
【消灯】	
平成 4 年度	事務室の夜間一斉消灯 (20 時)
平成 5 年度	事務室の夜間一斉消灯 一部変更 (水曜/残業デーは 18 時)
平成 8 年度	廊下照明昼間 75%消灯、夜間(職員退庁後)全消灯
平成 9 年度	事務室の昼休み一斉消灯
平成 10 年度	基準階廊下照明の点灯開始時間線下 展望室昼間全消灯 事務室の夜間一斉消灯 一部変更 (20 時、22 時 ⇒ 19 時、21 時)
平成 10 年度	議会棟廊下の消灯、ILV-タ乗場の消灯
平成 11 年度	ライトアップ 全面中止
【減灯】	
平成 8 年度	水飲み場、電話ブース等照明減灯
平成 10 年度	防災センター、1・2階ホール照明減灯 連絡橋欄干照明減灯、ILV-タ乗場の天井灯減灯 地下ILV-タホールから駐車場への照明減灯
【照明見直し】	
平成 10 年度	事務室内廊下照明、街路下、構内サイン照明見直し
平成 13 年度	ILV-タホール照明見直し

空調	
【空調時間変更】	
平成 6 年度	E P S (ビル内幹線ケーブルを通すタイプ)：常時 ⇒ 9:00～17:00 第一庁舎 5 階ホール：平日 7:00～19:00、土日祝日停止 ⇒ 予約制
平成 7 年度	ILV-タ機械室：常時 ⇒ 7:00～22:00
平成 9 年度	24h 系空調機全面見直し、議会議事堂全面見直し
平成 10 年度	ILV-タ用空調機
【湿湿度設定変更】	
平成 7 年度	中央ビル 1 号室：23℃
平成 8 年度	事務室：26.5℃、湿度 45%
平成 9 年度	中央ビル 1 号室 24h 系空調機全面見直し、議会議事堂全面見直し
平成 10 年度	中央ビル 1 号室
【運転停止】	
平成 10 年度	機械室、更衣室、倉庫停止
【空調見直し】	
平成 10 年度	議会議事堂渡廊下
【その他】	
平成 10 年度	空調機の電力節減 (負荷電流を 1A 程度減らして運転) ILV-タ機械室空調制御方法見直し

移動設備	
【ILV-タ】	
平成 8 年度	夜間の一部運行停止 (平日第一庁舎南側全機 20 時から)
平成 10 年度	運行停止時間繰上げ
【エスカレーター】	
平成 11 年度	土日全面停止

給湯	
平成 6 年度	洗面台への給湯期間短縮 (5月～11月まで停止)
平成 8 年度	給湯機運転時間短縮 (6:30～18:30 ⇒ 7:30～17:30)
平成 10 年度	給湯機運転時間統一 (8:15～17:15)

その他機械	
平成 6 年度	都民広場系送風機運転時間変更
平成 7 年度	夏期 (6～10 月) の温水循環ポンプ停止、加温バルブの閉操作実施 水の神殿の運転時間変更 (9:00～16:00 ⇒ 10:00～14:00)
平成 8 年度	池、滝運転停止 (メンテナンスのため 1 日 1 時間のみ運転)
平成 9 年度	第一庁舎 CVCF (無停電電源装置) 運転台数削減 (3 台 ⇒ 2 台) 第二庁舎熱源等細かな制御関係見直し 排水槽内の排水ポンプ起動時間短縮
平成 10 年度	駐車場の換気制御変更 第一庁舎熱源等細かな制御関係全面見直し 冷水機の一部停止
平成 11 年度	特高変圧器の稼働台数削減

○ H17～21 年度の取組実績(地球温暖化対策計画書に基づく取組)	
設備更新	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 24h 系空調熱源機の更新 ・ 各階空調機のファンベルトを省エネ型へ交換 ・ 蛍光灯安定器をインバータ式へ交換 ・ 階段通路誘導等を省エネ型へ交換 	
運用対策	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全庁一斉定時退庁日の空調時間短縮 	

○ H22 年度以降の取組実績・予定(都庁舎における温室効果ガス総量削減義務達成に向けた取組) (一部、H21 年度先行実施済)	
省エネチューニング ～設備運転の最適化による省エネ～	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷水温度緩和による省エネ ・ 外気量適性化による省エネ ・ 冬季室内温湿度調整の緩和による省エネ ・ 蒸気配管の放熱ロス削減による省エネ ・ 夏の再熱見直しによる省エネ ・ 冷・温水ポンプの制御方法の改善による省エネ ・ 空調機吹き出しバランスの見直しによる省エネ 	
省エネ型ワークスタイル ～働き方、施設の使い方の見直しによる省エネ～	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全庁一斉定時退庁日の空調設備の運用見直し ・ 22 時以降の空調設備の運用見直し ・ 省エネに関する都民、職員等への周知 	

○ 夏のライフスタイルの実践(H10 年度以降)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 室温 28℃設定 ・ 軽装での執務 ・ フライト 下ろし 	

大規模事業所の皆様へ

今夏の電力不足に対する
節電対策のお願い

本年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地に甚大な被害を与えただけでなく、多くの発電施設が被災し電気の供給能力を失いました。今夏にはこれまでにない電力の供給力の不足が予想されており、万が一、大規模停電になれば人的・経済的被害は深刻です。

このため、さらなる節電対策の徹底に加え、ワークスタイルや照明照度の見直しなど、これまでの電気の使い方自体を考え直していく必要があります。

① 電気の使い方の見直し

ワークスタイルや照明照度の見直しなど

② 節電対策の徹底

東京都では、これまでの温暖化対策での知見から②をリスト化し、セミナー開催及び専門家派遣等で事業者をサポートして参ります。

①については、都内事業所の皆様方からアイデア等をいただいて情報をまとめ Web 等で順次発信してまいりたいと考えております。

2011（平成23）年5月

東京都環境局

1. 今夏の電力供給見通し

東京電力管内では、過去に東京電力の原発格納容器漏えい率検査の偽装に端を発した原発停止と、新潟県中越沖地震を原因とした2回電力供給不足に見舞われています。

	平成15年	平成19年	平成23年(5/13時点)
原因	原発格納容器漏えい率検査の偽装	新潟県中越沖地震	東日本大震災
事態	原発全炉停止	柏崎刈羽原発停止	太平洋側主要発電所の停止
供給停止電力	1,730万kW	821万kW	1,390万kW
夏の供給力	6,170万kW	6,214万kW	5,380万kW
夏の需要予測	6,100万kW	6,100万kW	5,500万kW
需要予測最大値	6,450万kW	6,400万kW	6,000万kW

【過去のプレス発表資料等から作成】

■ 過去の不足時の特徴

平成15年における電力供給不足の特徴

- 供給力の離脱は最も大きかったが、計画的に停止を実施
⇒全炉停止は4月のみ(中間期)、その後順次稼働(設備の損壊はなし)
⇒計画的な停止のため供給力を確保する時間があった

平成19年における電力供給不足の特徴

- 7月16日に震災がおき、夏の需要期にベース電源を失った
⇒柏崎原発以外の発電所への損壊はなし

- ① 東北電力からの応援融通が可能であった。
- ② 予備力は厳しかったものの、需要を上回る供給力を確保していた。

供給予備率・・・通常、供給計画を国に提出する際に、発電所の故障等不測の事態に備え、8~10%程度の供給予備率を確保して提出している。

■ 今夏の電力供給力不足の特徴

- ①供給力が夏の需要予測に満たない
- ②東北電力自体が被災し、融通電力を得られない
- ③余震発生の可能性や老朽(休止中)の火力発電所の再稼働など、供給力自体が非常に不安定

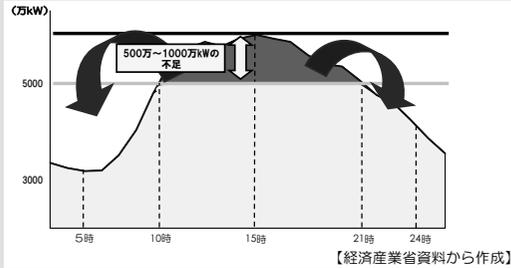
今後、供給力が上積みされたとしても前例のない、厳しい電力不足の状況に変わりはない

2. 電気の使い方の見直し

■ワークスタイルの見直し

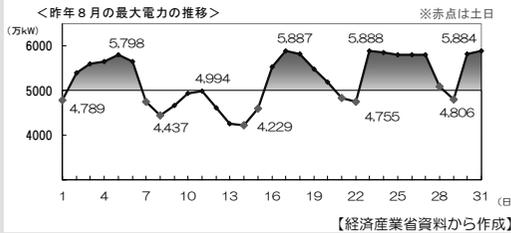
✓ 作業時間のシフト

1日の中で、供給力を超える時間帯（10～21時）の抑制のため、昼から夜間への一定のシフトが有効



✓ 平日への休業日のシフト

土日は電力需要が落ち込むため、休日の分散化が有効



■照明照度の見直し

- ✓ 居室における照明の目標 1/2 以上の間引き
- ✓ エントランスや廊下等の共用部分における照明の 1/2 以上の間引き
- ✓ 看板照明の消灯
- ✓ ディスプレー照明の照度の見直し



※電力不足によるコージェネレーションや自家発電設備の活用等、震災対応を行った場合は、総量削減義務と排出量取引制度の対象事業所の削減義務履行時に不利にならない配慮を検討していきます（詳細は、決まり次第お知らせします）。

【緊急募集】 ワークスタイルや照明照度の見直しなど電気の使い方を見直す対策の具体例を募集しております。次のホームページまで情報をお寄せください。いただいた情報は用途別に集計して、同ホームページで公表します。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/setsuden/index.html

3. 節電対策の徹底（オーナー版）

トップレベル事業所の評価基準（区分Ⅰ）の228対策の中から、すぐに実施可能な運用での節電対策を中心に、次の「節電重点10対策」を示しました。

これらの対策は、総量削減義務の対象事業所の皆様方には、これまでも実施をお願いしてきた基本の対策であるかと思いますが、この電力不足に当たり、これらの対策を最大限実施いただくことが重要と考えます。

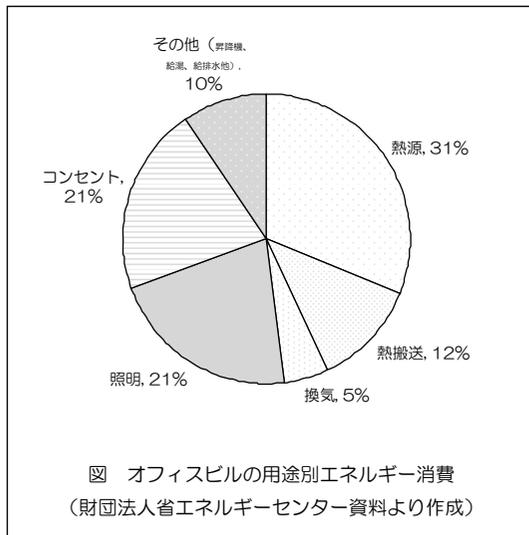
※細項目欄には、目安となる推進の程度を記載させていただきましたが、「もっと推進可能」又は「そこまでの実施は困難」等状況は様々かと思しますので、各事業所の実態に応じて実施願います。

■節電重点10対策（表中「参照」はトップレベル事業所認定基準の関連する運用対策の評価項目番号）

No.	対象	対策名称	チェック	細項目	参照
1	空調	室温度の適正管理	<input type="checkbox"/>	【啓発活動】クールビズの実施	1b.8
			<input type="checkbox"/>	居室の室内温度28℃を徹底	1b.3 1b.18
			<input type="checkbox"/>	居室以外（エントランスホール、廊下、階段室、トイレ、エレベーターかご内等）の空調停止（空調停止が困難な場合は、28℃以上に設定）	1b.9 1e.2
			<input type="checkbox"/>	エレベータ機械室及び電気室の室内温度30℃以上	1b.14
2	空調	空調時間の見直し	<input type="checkbox"/>	【啓発活動】空調停止及び空調運転時間短縮の啓発活動・巡回点検	1b.11 1b.12
			<input type="checkbox"/>	熱源機器・空調用ポンプの起動時間を空調開始時間の手前（15分以内）に設定（起動時間が重ならないように分散起動）	1a.14
			<input type="checkbox"/>	室使用終了時の5分以上前に空調運転停止、20分以上前に熱源機器運転停止	1b.6 1a.15
3	空調	外部負荷の低減	<input type="checkbox"/>	ブラインド類の活用により、朝夕の日射を遮蔽（他の時間は採光のメリットと日射の負荷を比較し効率的に運用）	1f.4
			<input type="checkbox"/>	室内CO2濃度が1000ppm以下となるよう950ppmを目標に外気導入量を管理徹底	1b.2
			<input type="checkbox"/>	冷房時の外部に面している出入口の開閉の管理の徹底	1f.1
4	空調	熱源機器等の運転見直し	<input type="checkbox"/>	熱源機器の冷水出口温度設定値の調整	1a.7
			<input type="checkbox"/>	熱需要に対して、熱源機器、空調用ポンプの運転台数の見直し	1a.3 1a.5
5	換気	ファンの間欠運転	<input type="checkbox"/>	駐車場等のファンの1/2以上の間欠運転（地下駐車場のスロープ等からの自然給気が見込める場所は給気ファンを停止）	1b.4 1b.20
			<input type="checkbox"/>	エレベータ機械室及び電気室が空調機併用の場合、給排気ファン夏期停止	1b.15

No.	対象	対策名称	チェック	細項目	参照				
6	照明	適正な照度管理	□	【啓発活動】照明の消灯が可能な室の消灯に関する啓発活動・巡回点検	1c.4 1c.1				
				目標1/2以上の間引きによる照度条件の緩和 (看板、エントランス等共用照明は1/2以上の間引き) ※タスク&アンビエント照明でアンビエント照明の間引きを実施	1c.2 1c.3				
				時間外等の照明点灯エリアの集約化	1c.6				
				白熱灯(ハロゲン電球及びクリプトン電球を含む。)から電球形蛍光灯又はLED照明に更新	3c.8				
7	照明	高効率ランプの更新	□	白熱灯(ハロゲン電球及びクリプトン電球を含む。)から電球形蛍光灯又はLED照明に更新	3c.8				
8	その他	トイレ便座暖房、洗面給湯等の夏期停止	□	トイレ便座暖房、便所洗面給湯等の夏期停止	1d.4 1d.8				
				<給湯が必要な場合> 給湯温度・貯湯温度設定の緩和	1d.2 1d.6				
				<給湯が必要な場合> 給湯不使用時の給湯温水器・給湯循環ポンプの停止	1d.7 1d.9				
				エレベーターの一部停止	1e.1				
9	その他	エレベーターの一部停止	□	エレベーターの運転台数の削減	1e.1				
				10	その他	事務機器の適正使用	□	【啓発活動】事務用機器等の待機電力の削減の啓発活動・巡回点検	1f.2
								コピー機、プリンタ等の使用台数の削減	
			□	パソコン、OA機器の省エネモード(スタンバイモード)の設定	1f.3				

※ 上記対策以外の対策については、次のURL(トップレベル事業所評価基準(区分I))を参照してください。
http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/attachment/guideline_toplevel_kijun_kubun_1_1104.pdf

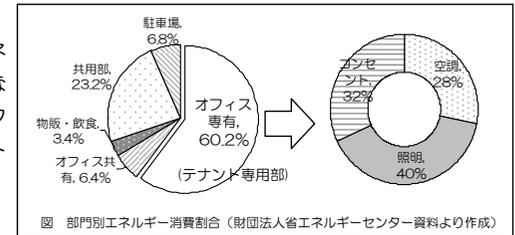


左図は、オフィスビルのエネルギー消費割合を示しています。

電力ピークを大幅に削減するためには、ビル全体のエネルギー消費量のうち消費割合の高い空調・換気(約5割)、照明(約2割)及びコンセント(約2割)で削減することが必要です。

4. 節電対策の徹底(テナント版)

ロビーや廊下などの共用部でのエネルギー使用量は全体の4割です。大幅な削減を達成するには、6割を占めるオフィス専用部(テナントビルではテナント専用部)での省エネが重要です。



総量削減義務の対象事業所にあるテナント事業者の皆様方には、これまで点検表等で省エネ対策の確認・実施をいただいたところです。点検表(共通シート)の74対策の中から、すぐに実施可能な運用での節電対策を中心に、次の「テナント節電重点10対策」を示しました。今夏の電力不足に備え、再度、これらの項目の確認をお願いします。

■テナント節電重点10対策 (表中「点検表」は関連する点検表番号)

No.	対象	対策名称	備考	点検表	チェック
1	推進体制	オーナーとの協力	・オーナーが整備する協力推進対策に参画	2	□
2	推進体制	エネルギー使用量の見える化	・オーナーから、テナントのエネルギー使用量の通知を受ける。 ・テナントが独自にエネルギー供給会社と契約している場合には、エネルギー使用量についてオーナーへ情報提供	7.8	□
3	空調	温度の適正管理	室内温度28℃の徹底	64	□
4	空調	不要箇所での空調停止	・空き室、不在時等のこまめな空調停止 ・空調機スイッチに空調範囲を表示(空調範囲が細分化されている場合)	67	□
5	照明	不要箇所での消灯	・使用していない場所のこまめな消灯 ・照明スイッチに照明範囲を表示(照明範囲が細分化されている場合)	28.29	□
6	照明	不要時の消灯	・昼休み等の消灯実施	33	□
7	照明	適正な照度管理	・目標1/2以上の間引きによる照度条件の緩和	31	□
8	コンセント	待機電力の削減	・コンセント機器について、不要時にコンセントを抜く。	46	□
9	コンセント	省エネモード(スタンバイモード)の設定	・パソコン、FAX、コピー機、プリンタ等において、省エネモード(スタンバイモード)に設定	43.51, 54.57	□
10	コンセント	夏季停止	トイレ便座暖房の夏季停止	63	□

※ 上記対策以外の節電対策については、点検表(次のURLの(3)①)を参照してください。
http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/cap_and_trade/documents/tenant_2010.html

<ビルオーナーが実施する下記の対策にも協力をお願いします。>

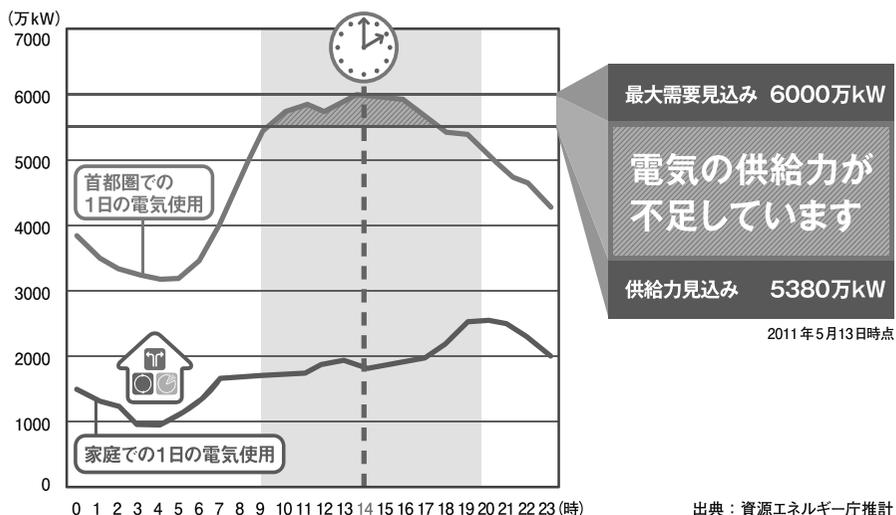
- ・ エントランスや廊下等、共用部分における照明 1/2 以上の間引き
- ・ エントランスや廊下等、共用部分における空調の停止
- ・ エレベーターの運転台数の削減

この夏の「電力不足」

見直してみましょ 電気の使い方



【夏期の1日の電力需要（最大需要発生日）】



首都圏の1日の電気使用のピークは午後2時頃。平日の日中（朝9時から夜8時）、特に午後2時頃の電気の使い方を見直してみましょ。



この夏、ご家庭で夕方から夜を含め1日を通じた電気の使い方を見直してみましょ。



東京都



クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）

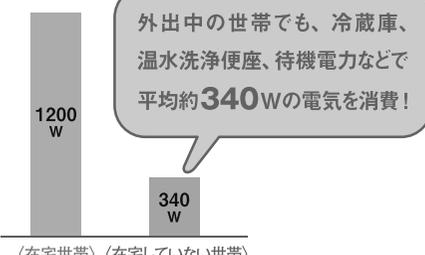
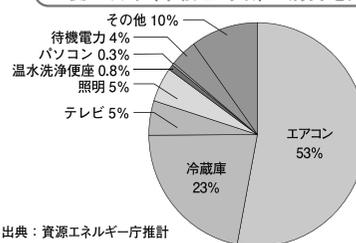


財団法人/省エネルギーセンター



ご家庭では、平日の日中（朝9時から夜8時）、特に午後2時頃の家電製品の使い方の見直しが求められています

夏の日中（午後2時頃）の消費電力（全世界平均）



ご家庭での節電のための3つの方法



減らす

家電製品を省エネモードに変更

テレビや冷蔵庫、パソコンには省エネモードが搭載されている機種があります。

使っていない家電製品は、プラグをコンセントから抜く

使用していないのにプラグが入ったままの家電製品はありませんか？
使わないときはプラグを抜くか、スイッチが付いている節電タップを利用しましょう。



ずらす

電気使用が多い時間帯を避ける

使用時間をずらせる家電製品は朝9時まで、又は夜8時以降に使いましょ。

家電製品の同時使用を避ける

一度に多くの家電製品を使用せず順番に使いましょ。



切替える

他の方法に切替えよう

省エネレベルの星の数を参考にして、省エネ型製品へ買い替えを検討ましょ。
家電製品を使用しない方法もさがしてみましょ。
太陽光発電など自然エネルギーを利用する機器の設置も検討ましょ。



リビング・居室

- エアコン**  **室温は28℃を心がける** (扇風機を併用すると涼しく感じる) **10%削減**
- エアコン**  “すだれ”や“よしず”などで窓からの日差しを和らげる (冷房の消費電力を下げる) **10%削減**
- エアコン**  フィルターを定期的に(2週間に1回程度)掃除する
- エアコン**  無理のない範囲でエアコンを消して扇風機を使う **50%削減**
- 照明**  **日中は照明を消して、夜間の点灯も最小限にする** **5%削減**
- 照明**  **白熱電球は、電球形蛍光灯やLED電球に交換する**
- テレビ**  **省エネモードや画面の輝度を下げる設定をし、不要な時は消す** **2%削減**
- 待機電力**  **リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切る**
長時間使わない時はプラグをコンセントから抜く **2%削減**

平日の日中
(朝9時から夜8時)は
使用電力の

15%削減を
目指しましょう

できることにチェック しましょう

サニタリー

- 温水洗浄便座**  **便座保温・温水のオフ機能、タイマー節電などの機能を活用する** **1%未満削減**
- 温水洗浄便座**  **上記の機能がなければ、プラグをコンセントから抜く**
- ドライヤー**  **朝9時から夜8時での使用を避ける**
- 洗濯乾燥機**  **朝9時から夜8時の時間を避けてまとめて洗濯する**
- 洗濯乾燥機**  **乾燥機能の使用は控え、お陽さまで干してみる**
- 掃除機**  **朝9時から夜8時での使用を避ける**
- 掃除機**  **紙パック式はこまめにパックを交換する**

豆知識

節水することも節電になります

節水すると浄水処理や下水処理に必要な電力が減ることになるので節電になります。料理や洗い物、洗濯の時に節水を心がけたり、シャワーの時間もなるべく短くしましょう。

キッチン

- 冷蔵庫**  **冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品をつめこまないようにする** **2%削減**
- 冷蔵庫**  **庫内にビニールカーテンを取り付ける**
- ジャー炊飯器**  **早朝にタイマー機能で1日分まとめて炊き、冷蔵庫に保存する** **2%削減**
- ジャー炊飯器**  **ご飯はガスで炊くこともできる**
- 電子レンジ**  **使用中はエアコンを切るなど同時使用を避ける**
- 電子レンジ**  **温めなおしにはグリルの活用もできる**
- 電気ポット**  **お湯はガスコンロで沸かし、ポットの電源は切る**
- 電気ポット**  **長時間の保温はやめる**

() 様宅のチェックしたメニューの合計 %削減

削減率の合計が 15%をこえるように節電しましょう

豆知識

快適空調のコツ <冷房時の工夫>

- レースのカーテンやすだれなどで日差しをカット
 - 扇風機を併用。風が体に当たると涼しく感じます。
 - 室外機のまわりに物を置かない。
 - 外出時は、昼間でもカーテンを閉めると効果的
- ※除湿運転やエアコンの頻繁なオンオフは電気の増加になる場合があるので注意



豆知識

グリルの活用もできます

グリルは魚を焼くだけでなく、肉や野菜料理、トースト、揚げものの温め直しなど、幅広く活用できる万能調理器具です。

トースト

グリルで焼いたトーストは喫茶店の味を再現 (約1分で中はふんわり、外はサクッとできます。)

揚げものの温め直し

火力が強いから1分弱の温めなおして「表面はカラッと中はジューシー」揚げたての美味しさがよみがえります。さらに余分な油も落ちるのでカロリーオフ! 火力弱で様子を見ながら加熱するのがポイントです。



豆知識

ご飯はガスコンロで炊くことも出来ます

- ①米を洗って水につける (夏は30分程度)。
- ②10分程度で鍋が沸騰するようにコンロの火加減を調整する。

ポイント

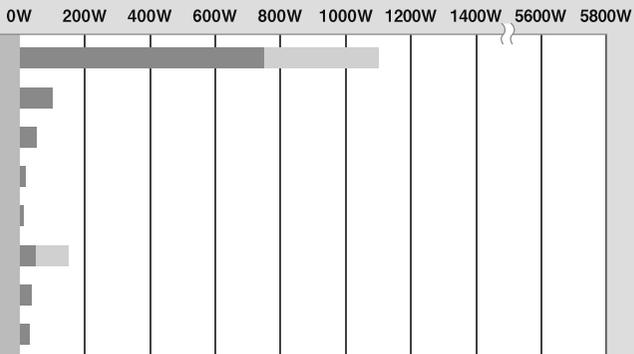
- 米は沸騰するまでの間に、吸水して甘みが増します。
 - ③沸騰したら、弱火にして15~20分炊く。
 - ④火を消して15分程度むらして全体を混ぜて出来上がり
- ※一回の炊飯量は3合程度がおすすめ
※さらにおいしいご飯を炊くには土鍋の活用が有効



お持ちの家電製品をチェック!

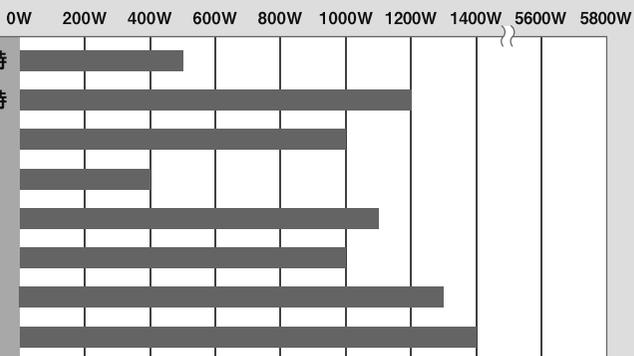
リビング・居室

- エアコン
- 蛍光灯照明
- 白熱灯
- 電球形蛍光灯ランプ
- LED電球
- 液晶テレビ
- パソコン
- 扇風機



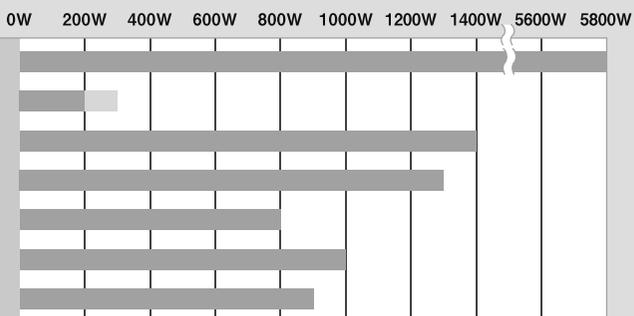
サニタリー

- 温水洗浄便座(貯湯式)使用時
- 温水洗浄便座(瞬間式)使用時
- ドライヤー
- 洗濯機
- 洗濯乾燥機
- 掃除機
- 浴室乾燥機(電気式)
- アイロン



キッチン

- IHクッキングヒーター(3口)
- 冷蔵庫
- 電子レンジ
- ジャー炊飯器(電気炊飯器)
- 電気ポット(沸騰時)
- オープントースター
- 食器洗い乾燥機

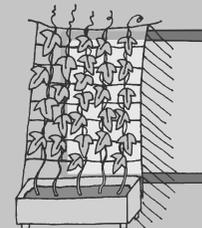


※これは定格消費電力の一例であり、実際の使用時の消費電力は、製品の種類、使用方法等により異なります。
 ※出典：資源エネルギー庁調べ

家庭には 1000W を上回る家電製品がたくさんあります。
 消費電力の大きい家電製品は、平日の日中(朝9時から夜8時)を
 避けて使いましょう。

夏のすごし方にもうひと工夫

打ち水をしたり、窓によしずをかけたり、窓辺でヘチマやゴーヤ、朝顔などのつる性の植物を育てて日射しを遮ることも室温の上昇を抑えることができ、夏の節電対策にもなります。



家の中での熱中症に注意(無理のない範囲で節電しましょう)

- 無理な我慢はせず、エアコンや扇風機、すだれの利用で暑さを避けましょう。
- 涼しい衣服を着るなど服装で工夫しましょう。
- こまめに水分を補給しましょう。
- 梅雨の合間や梅雨明けなどで急に暑くなる日は特に注意しましょう。

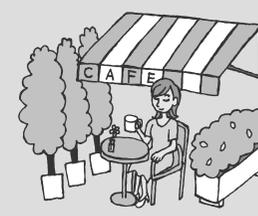
♪ ライフスタイルをもっとエコで楽しく心地よいものに♪



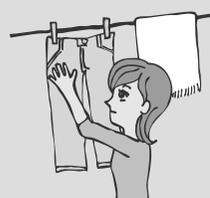
飲み物はマイボトルを活用してみませんか。



この夏は旅行してみませんか。



外出も節電に役立ちます。



洗濯物はお陽さままで干してみませんか。



明るすぎる照明はありませんか。



あなたの「この夏のライフスタイル」をお教えてください。

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>

東京都環境局

検索

click!

★この夏のご家庭での電気使用量のご報告にもご協力ください。(お問い合わせ先：クール・ネット東京)

とうきょうエコ・ムーブメント

検索

お問い合わせは…



2011.05

登録番号(23)16



3 都におけるこれまでの対応経過

都	国
<p style="text-align: center;">平成 23 年 3 月 11 日 東日本大震災の発生 平成 23 年 3 月 14 日 計画停電開始</p> <p>平成 23 年 3 月 14 日 都における電力不足への対応状況、及び今後の取組内容について公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 「東京都省エネ・節電緊急対策本部」を設置し、全庁をあげ、省エネ・節電対策の強化に向けた緊急的な取組を速やかに実施 企業・業界団体等へ、省エネ・節電に関する要請を実施 節電・省エネの実施に関する都民、首都圏の皆さんへの協力をお願い、節電対策ツールの提供 <p>平成 23 年 3 月 18 日 経済産業大臣に対して、電気事業法の政令に基づく利用規制に関する緊急要望を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 「計画停電」から、「電気事業法の政令を活用した利用規制への可及的速やかな移行」、「逼迫した電力の需給状況に適応した新たな政令の制定」を求める。 <p>平成 23 年 4 月 22 日 内閣総理大臣及び内閣官房長官に対して、今後の電力需給の見通しを踏まえた効果的な電力需要抑制対策の実施に関する、1都3県による緊急提案を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> サマータイム等による企業等への節電の推進 実効性の高い電力使用抑制と分散型電源の推進 節電に寄与する料金制度への見直し 節電ポイント制度等の導入 節電行動を引き出す仕組みづくり 合理的な節電のための用途制限 電力多消費型事業への対応 合理的な節電のための使用制限 全国レベルでの電力需給バランスの確保 <p>平成 23 年 5 月 27 日 「東京都電力対策緊急プログラム」を公表</p>	<p>平成 23 年 3 月 13 日 電力需給緊急対策本部の設置</p> <p>平成 23 年 3 月 25 日 「電力需給緊急対策本部」開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的な方向を確認 <p>平成 23 年 4 月 8 日 「電力需給緊急対策本部」開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画停電は、「実施が原則」の状態から、「不実施が原則」の状態へ移行する。 最大使用時電力(kW)を大口需要家には25%程度、小口需要家には20%程度、家庭・個人に15~20%程度の引下げを目安として設定する。 <p>平成 23 年 5 月 13 日 「電力需給緊急対策本部」開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 大口需要家・小口需要家・家庭の部門毎の需要抑制の目標については、均一に▲15%とする。(大口需要家に対しては、実効性及び公平性を担保する補完措置として電気事業法第27条を活用できるよう必要な準備を進める。) 計画停電はセーフティーネットとして位置付ける。

4 電力需給対策本部「夏期の電力需給対策について」のポイント (平成23年5月13日 政府公表)

「夏期の電力需給対策について」のポイント

1. 今夏の電力需給対策の基本的考え方

(1) 検討に当たっての基本的な視座

- 国民生活及び経済活動への影響の最小化を目指す。
- 特に、復興の基盤である産業の生産・操業活動への影響を最小限にする。
- 労使で十分に話し合いながら準備を進める。
- 東北地方を中心とする被災地に最大限の配慮を行う。
- 単なる今夏の需給対策に止まらず、将来につながる施策に取り組む。

(2) 需給対策の基本的な枠組み

- 予めピーク期間・時間帯の抑制幅を提示。需要家が、操業時間のシフトや休業・休暇の長期化、分散などに創意工夫をこらして計画的に取り組めるようにする。
- 計画停電はセーフティネットとして位置付ける。
- 今夏以降の需給対策も併せて進める。

2. 今夏の供給力見通しと需要抑制の目標

(1) 今夏の供給力の見通し

- 東京電力から東北電力に最大限の融通を行うこととし、この結果、東京電力で5,380万kW(7月末)、東北電力で1,370万kW(8月末)。最低限必要な需要抑制率は、東京電力で▲10.3%、東北電力で▲7.4%。

＜最大限の融通を行った場合の需給バランスの比較＞

	東京電力管内	東北電力管内
想定需要（抑制基準）	6,000万kW	1,480万kW
供給力見通し（融通後）	5,380万kW	1,370万kW
必要な需要抑制率	▲10.3%	▲7.4%

(注) 各電力管内の想定需要（抑制基準）は、昨年並みのピークを想定。

(2) 需要抑制の目標

- 余震の影響や老朽火力の昼夜連続運転等の技術的リスクを勘案し、東京・東

北電力管内全域において目標とする需要抑制率を▲15%とする。

- 大口需要家・小口需要家・家庭の部門毎の需要抑制の目標については、均一に▲15%とする。（注）需要家には、政府・地方公共団体を含む。

3. 需要面の対策

(1) 大口需要家（契約電力 500kW 以上の事業者）

- 大口需要家は、具体的対策について、計画を策定し実施する。
（経団連の自主行動計画には、4月末現在637社が参加）
※複数の企業による共同の取組みは1社としてカウント
- 政府は、需要家の自主的な取組を尊重しつつ、実効性及び公平性を担保する補完措置として、電気事業法第27条を活用できるよう必要な準備を進める。
- 独禁法の運用の明確化等、関連する規制制度の見直しを図る。

(2) 小口需要家（契約電力 500kW 未満の事業者）

- 小口需要家は、具体的な抑制目標と、それぞれの事業の形態に適合した自主的な計画を策定し、公表する。
- 政府は、小口需要家の取組を促すため、「節電行動計画の標準フォーマット」を活用した節電取組の周知等の処置を講ずる。
- 政府は、節電取組等の周知のため、小口需要家に対する巡回節電指導や出張説明会を実施する
- 小口需要家による契約電力の引き下げ等を促進する。

(3) 家庭

- 政府は、家庭の節電の取組を促すため、「家庭の節電対策メニュー」の周知、節電教育等を通じ家庭の取組を促進する。

(4) 国民運動に向けた取組

- 政府は、下記の原則等に配慮しつつ、国民各層へ積極的な啓発活動を行い、節電に取り組む動きを国民運動として盛り上げていくよう努める。
 - ・参加型の国民運動の喚起
 - ・分かりやすい説明とフィードバック（効果を分かりやすく提示）
 - ・ステップを踏んだ啓発活動（まず必要性、次に具体的アクション）
- 新聞、テレビ、インターネット等の様々な媒体を通じ、国民に節電の呼びかけを行う。

- ホームページ等における電力需給状況及び予想電力需要の「見える化」を図り、国民各層の節電に向けた動機付けの徹底を図る。
- 電力需給が逼迫し、計画停電等のおそれが高まった場合に、「需給逼迫警報（仮称）」を出して緊急の節電要請を行うとともに、計画停電の可能性を周知する。
- 関係府省は、イベントの主催者に対し、ピーク期間・時間帯を外すような日程上の配慮の可能性を検討することを要請する。
- 労使間の十分な話し合いを促しつつ、休業・休暇の分散化・長期化を促進する。

(5) 政府の節電に係る取組

- 「政府の節電実行基本方針」を定め、府省毎に節電実行計画を策定し、使用最大電力を▲15%以上抑制する。
- 独立行政法人及び公益法人に対しても、節電計画を策定するよう要請する。

(6) セーフティネットとしての計画停電

- 計画停電は既に「不実施が原則」の状態へ移行したが、今後、万が一実施する場合に備え、運用改善を図る（1日複数回の停電の回避、停電時間の短縮）。
- 医療機関等について、変電所の運用改善等によって停電による影響をできる限り緩和する等の措置を講ずる。

4. 今夏以降の需給対策

- 今後の電力需給対策は、今後のエネルギー政策の検討にもよるが、原子力発電所の安全確保に万全を期すとともに、以下の需給両面の対策を講じ、今夏よりも需給状況を改善することを目指す。
- 供給面では、火力発電所の復旧・立上げ・増設、緊急設置電源の新設、自家発の活用等に引き続き努めるとともに、地域間連系設備の増強等を強力に推進する。また、分散型電源や再生可能エネルギーの導入拡大に更に取り組む。
- 省エネルギーの一層の推進、スマートメーターの導入促進、ガスの活用等により、需要の抑制を図る。